

参議院地方行政委員会會議録第一号

平成元年三月六日(月曜日)
午後零時四十五分開会

委員の異動

二月十三日

秋山 肇君

二月十四日

神谷信之助君

二月十五日

野末 陳平君

三月四日

沢田 一精君

三月六日

加藤 武徳君

三月六日

坂元 親男君

三月六日

金丸 三郎君

三月六日

上野 雄文君

出席者は左のとおり。

委員長 向山 一人君

委員

理事 田辺 哲夫君
松浦 功君
山口 哲夫君
坂山 映子君
上杉 光弘君
大浜 方栄君

補欠選任 野末 陳平君

補欠選任 諫山 博君

補欠選任 秋山 肇君

補欠選任 湖上 貞雄君

補欠選任 吉村 眞事君

補欠選任 坂元 親男君

補欠選任 山岡 賢次君

補欠選任 渡辺 四郎君

補欠選任 松浦 孝治君

補欠選任 上杉 光弘君

補欠選任 大浜 方栄君

國務大臣

自治大臣 坂野 重信君

警察庁長官官房長 森田 雄二君

自治政務次官 松田 九郎君

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治省行政局長 木村 仁君

自治省財政局長 津田 正君

消防庁長官 矢野浩一郎君

海江田鶴造君

佐藤謙一郎君

谷川 寛三君

出口 廣光君

松浦 孝治君

水谷 力君

山岡 賢次君

佐藤 三吾君

政府委員

警察庁長官官房長 森田 雄二君

自治政務次官 松田 九郎君

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治省行政局長 木村 仁君

自治省財政局長 津田 正君

消防庁長官 矢野浩一郎君

常任委員会専門員 竹村 晟君

内閣審議官

田中 正章君

黒田 正輝君

杉井 孝君

大蔵省主計局長 大蔵省主計局主計企画官

国土庁大都市圏整備局計画課長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局主計企画官

大蔵省理財局長 佐藤 謙君
金第一課長
文部省体育局長 藤田不二男君
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長 坂本 弘道君

本日の會議に付した案件
○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(開法第五号)
○委員長(向山一人君) たいだいまから地方行政委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。去る二月十四日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として諫山博君が選任されました。また、去る二月十六日、湖上貞雄君が委員に選任されました。
また、本日、加藤武徳君、吉村眞事君及び坂元親男君が委員を辞任され、その補欠として松浦孝治君、上杉光弘君及び大浜方栄君が選任されました。
○委員長(向山一人君) この際、坂野國務大臣及び松田自治政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。坂野國務大臣。
○國務大臣(坂野重信君) 昨年末に自治大臣、國家公安委員長を命ぜられた坂野重信でございます。前大臣に引き継ぎまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。
地方行政委員会の委員各位におかれましては、かねてより地方自治行政並びに警察行政の推進に格段の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。申し上げるまでもなく、地方自治は我が國の民主主義の根幹をなすものでありますが、最近の地方公共団体を取り巻く環境の変化には極めて大きなものがあり、国、地方を通ずる行政改革の推進、地方財政の健全化、地方税源の充実強化、東京への一極集中の是正など、解決しなければならぬ多くの課題を抱えております。
また、國家社会存立の基盤である治安の維持につきましても、内外の諸情勢はまことに厳しく、現在の治安水準を低下させることなく、國民の安全を確保していくためには、今後、一層の努力が必要であります。
私は、今後、これら地方行政の諸問題の解決と治安の維持に最大限の努力を傾注してまいり所存でありますので、委員各位の格別の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。
なお、最後になりましたが、過日実施されました大喪の礼に伴う警衛、警備につきましては、國民の皆様御協力により無事終了することができましたことを深くお礼申し上げます。
以上、簡単でございますが、私のあいさついたします。
ありがとうございました。
○委員長(向山一人君) 松田自治政務次官。
○政府委員(松田九郎君) このたび自治政務次官を命ぜられました松田九郎でございます。どうぞよろしく申し上げます。
地方行政委員会の委員各位におかれましては、豊富な御経験と高い見識を持たれまして、我が國地方自治の進展のために常日ごろから並み並みならぬ御尽力をいただき、まことにありがたく存じます。
今日の地方行政を取り巻く情勢は依然として厳しいものがございますので、今後とも先生方の大所高所よりの御助言、御指導を心からお願ひ申し上げます。私のあいさついたします。
よろしく申し上げます。

○委員長(向山一人君) これより地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坂野自治大臣。

○国務大臣(坂野重信君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算により昭和六十三年年度の地方交付税が二兆二千二百五十六億円増加することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、本年度においては、普通交付税の調整額の復活に要する額四百四十四億円、地域づくりの推進に要する額六百二十億円、補正予算等による地方負担の増加に伴い必要となる額三百八十九億円、地方債の縮減に伴い必要となる額三千八百億円及び特別交付税の増額に要する額五百六十五億円、合計五千八百十八億円を地方公共団体に交付することとするほか、翌年度の地域づくりの推進等に要する額相当額三千六百億円を本年度に交付しないので、平成元年度分の普通交付税の総額に計算して同年度に交付することができるものとするとともに、残余の額一兆八千八百三十七億円に相当する交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金金の額を減額することといたしております。

また、補正予算等による地方負担の増加及び地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、昭和六十三年年度の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分その他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算することといたしております。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(向山一人君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 ほとんど全部質問の通告をしておりますので、順序はちよつと変わると思いますが、端的にひとつお答えをいただきたいと思

大蔵省いらしてはいますね。資金運用部の方はいらしてはいますか。——今度、交付税の剰余金一兆一千八百三十七億円、この繰り上げ償還を特会の方にすることになりましたが、交付税の特会の方に繰り上げ償還いたしますと、資金運用部の方にそれが返されるようになると思ふんですけども、資金運用部の方として、繰り上げ償還しなければならぬ理由は何なんでしょうか。自治省の方に何でそんなに急いで償還を要求したのか、その辺をちよつと聞かせてください。

○説明員(佐藤謙君) お答えいたします。

この今回の補正の措置によりまして一兆円強の金が交付税特会から資金運用部にいわば返済になるわけでございますが、これは実は、交付税特会におきまして年度内の資金繰りをつづけるという意味で、私どもの方からいたしますと交付税特会の資金不足を短期の形で融資をしている、こういう格好になってはいるわけでございます。したがって、交付税特会におきまして資金繰りがつくようになつたということ、それだけ借入金金の所要額が減るといふ形で私どもの方に実質的に返済が行われた、こういう格好になってはいるわけでございます。私どもの方から無理やり何かお返しを願うということではなくて、私どもの方が特会の資金繰りを見ていたもので、その面の特会の資金繰りが従来考えていたよりもつくようになつたということ、その所要額が減るといふ格好で私どもの方に実質的に返済になる、こういう形でございます。

○山口哲夫君 資金運用部の方として、急いで返しては困らないんですか。

○説明員(佐藤謙君) 資金運用部資金につきまし

ては、郵貯、年金等の資金を原資にいたしましてこれを公共事業実施機関であるとか、あるいは政策金融機関とか、いわゆる財投機関にこれを供給いたしました。それで社会資本整備であるとか中小企業対策だとか、もろもろの政策を遂行している、こういう状況にございます。今後ともこの政策課題、各種政策を推進していくという必要性につきましては引き続き高いものがござりますので、この交付税特会から返済されたものも有効に活用していくということにならうかと思ひます。

○山口哲夫君 返された金を有効に使うと云うんですが、これは昭和六十二年における財政投融資計画の実行状況を見ますと、翌年度に繰り越すお金が約五兆円あるんです。不用額が六千八百億くらいある。この数字からいいますと、資金運用部のお金がだぶつて余っているんじゃないですか。どうでしょう。

○説明員(佐藤謙君) ただいま先生がお挙げなさいましたのは財投全体、いろいろな資金がござりますので、財投全体の数字かと思ひます。基本的には、先生が言われた数字に沿っているわけでござりますが、財投の中の今ここで話題になっております資金運用部資金ということに着目いたしますと、不用額で見ますと六十二年度は四千五百四十六億円でござります。

四千五百四十六億円というのがどの程度の数字かということでございますが、実は六十二年に運用部資金として財投で運用しようとするにしたいわゆる予算現額、これが二十四兆九千三百三十五億円でござります。このうち、今申し上げましたように、結果的に不用になりましたのが四千五百四十六億円でござりまして、運用予定額に對します比率からいいますと一・八%程度ということでございます。もちろんこの不用額につきましても、できるだけこういふ数字が出てこないように引き続き努力していくつもりではござりますけれども、全体の運用の規模等から考えますと、不用額が出ているからそれだけ運用部資金がだぶつてはいるということにはならないのではないかと

など、かように思っております。

○山口哲夫君 それにしても、翌年度に相当繰り越すだけのお金を持っているわけですね。ですから、今不用額だけをお話ししてござりましたけれども、恐らく昭和六十三年度においても翌年度に對する繰越金額というのは相当出ると思ふんです。一般的に今資金運用部というのは資金がだぶつてはいるというふうによく書かれていますね。そういうことからいって、あえて償還期限が来ていないのに返してもらわなかつた方がいいんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

○委員長(向山一人君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、金丸三郎君が委員を辞任され、その補欠として山岡賢次君が選任されました。

○説明員(佐藤謙君) 繰り越しについて若干説明させていただきますと、六十二年の繰越額は三兆八千三百七十八億円でござりますが、実はこれは地方団体側の便宜と申しますか、その要素で地方団体に係る分が大宗を占めてござりまして、その分を除きますとこの繰越額につきましても六十二年度五千九百二十五億円でござります。この数字になっておりました。地方団体にござりましては、当該年度の借入所要額、それを年度内にはいわば短期の資金で手当てをしまひまして、翌年度の四月、五月にこれを長期資金に借りかえるという格好になつてはいるものですから、その分がこの財投の方の整理の年度と地方団体の長期資金を借り入れるタイミングのずれがござりますので、それが形の上で繰り越しという形になつてはいるわけでござりまして、その要素を除きますと、先ほど申しましたように六十二年の繰越額は五千九百二十五億円でござります。こんなふうな状況にござります。

○山口哲夫君 質問しているのはそういうことでなくして、今の状況からいっても無理に返してもらわなくても資金運用部としては困らないんでしようということなんです。

○説明員(佐藤謙君) 今回の措置につきまして、要するに私どもの方から無理に返していたといたくという立場ではございませんで、本来、交付税特会の資金繰りを見ているという格好で、私どもいけば資金繰りを見ている立場にございますもので、交付税特会の方でその資金繰りをつけるためにこれだけの借り入れをする必要がないということ、借入額を減らすという措置をとられるわけでございます、それをお受けするというふうな立場にあらうかと思ひます。

○山口哲夫君 そうしますと、自治省の方にむしる積極的に返すという意思があつたようですけれども、交付税特会から借り入れたお金の償還計画というのは、昭和で言いますと六十六年度からなつていますね。これはなぜ六十六年度からなつたんでしょうか。

○政府委員(津田正君) 交付税特会の借入金の問題でございますが、現在、昭和六十三年年度当初におきます償還計画というものでございまして総額五兆九千九百三十九億円の借金を交付税特会でして、昭和で申しますと昭和六十六年度、平成三年度から約十年間にわたつて償還する、こういうふうな計画になつております。

○山口哲夫君 私の聞いているのは、どうして昭和六十六年度から返すことになつたんですか、六十三年度とか六十四年度でなくして六十六年度から返すという理由は何ですかということですか。

○政府委員(津田正君) 実は、交付税特会につきましては、昭和五十年代、財政危機の状況にかんがみまして地方交付税の所要額の確保ということで行つてきておるわけでございます。そして、当初の計画では大体二年据え置き五年間返す、合わせて七年で返す、こういうふうなことで借りたわけでございます。しかし、昭和五十年代後半に至りまして、当時の財政収支の見込みというものを立てますと、到底そのペースでは、返しますと地方財政が負担に耐えられない、こういうふうな状況でございましたので、これはいろいろ議論が

あるかと思ひますが、国におきます財政再建の目標を昭和六十五年年度に置く。要するに、特例公債依存脱却というものを昭和六十五年年度目標、こういうことになっておきました。

それに並行いたしました地方財政におきましても、非常に厳しい財政事情ということで、昭和六十五年年度までは何とかやりくりをしていかなきゃいかぬ、その間に過去の借金を返すほどの財政余力は出ないであらう、こういうふうな判断のもとに、実は昭和五十年代の後半に至りまして交付税特会借入金の償還年次を昭和六十六年度以降、平成三年度以降に送る、こういうふうな措置をとつた。以上のような経緯でございまして、今までの財政見直しからすると到底平成二年度ぐらひまでは借金を返す財政上の力はないであらう、こういう判断でございまして。

○山口哲夫君 昭和六十六年度から七十六年度までですか、約十年ぐらひかかって返す計画というの、今お話があつたように、六十五年年度で赤字財政を脱却する、それがやっぱり大きな目標だつたと思ふんです。赤字財政を脱却できたその翌年度から返していこう、それが私は主たる理由だつたと思ふんです。そうすると、まだ赤字財政を脱却していないですね。これは来年何とか脱却できるだらうという見通しです。だから、その大きな目標がまだ実現していないのにあえて返すという必要はないんじゃないですか。

○政府委員(津田正君) 償還計画の経緯につきましては以上のとおりでございますが、正直申しまして、その後経済情勢の好転とともに自然増がかなり出てまいつておるわけでございます。そういう意味におきまして、昭和六十二年度末におきましても若干償還し、それから今回の補正予算におきましてもいわば繰り上げ償還をする、こういうふうな考え方でございまして。今後の税の自然増というものがどれほど続けられるか、ここいらは必ずしもはっきりしないわけでございますが、私どもとしますと、現在のようにな相当急激な自然増が出てまいつてきた事態にお

きまして平成三年度以降の地方財政の負担を軽くしておく、こういうふうな観点から今回におきまして繰り上げ償還をするような法案を提案しておるわけでございます。

○山口哲夫君 しかも今度の償還金額というのは昭和六十六年度から七十年年度までの五年間分を一週に返すということなんですね。これはそれほど急いで返さなきゃならない理由はないと思ふんです。しかも、将来の財政負担を軽くしておきたいというのは自治省の都合でして、自治省の都合で交付税の剰余金を右から左に動かされたんではちよつと困るんですね。これは本来地方自治体の剰余金が出たら当然交付税として地方自治体に配分すべき性格の金だと思ふんです。それを償還時期がまだ来ないのに五年間分一週に返してしまふというのは、これは自治体の方から見たら納得できないと思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(津田正君) 地方財政におきましては、やはり国民生活に非常に密着しておる、こういうふうな性格を持つておるわけでございますので、財政需要というものを安定的に確保していかなくちゃならぬ、こういう性格は国の財政以上に強いかと思ひます。そういう意味におきまして、そもそもこの特会借入金というものも、昭和五十年代、また六十年代の初めもそうでございますが、やはり地方団体の仕事を安定的にできるように借り入れてまいつたわけでございます。そして、その償還というものが平成三年度より始まる、こういうふうな計画でございまして、私どもとしては、やはり地方財政の安定的な成長、そして必要な需要額に対する財源措置、こういうふうな観点におきまして中長期的な財政運営というものを考えてまいらなければならぬと思ひます。

端的に申しまして、昭和六十三年度におきましては必要な財政需要について措置をしてございまして、措置をした残りの部分についてこの際中長期的に健全化に資するために繰り上げ償還をする、こういうふうな考え方でございまして。

それから、ちなみに平成元年度、新しい年度におきます地方交付税の伸び率も一七%台を確保してございまして、また財政計画におきます地方単独事業の伸びにつきましても九%台の伸びを確保しておる。それ相応に地方財政の需要に対する措置というものを考えた上でこの際平成元年度以降の財政負担も減らそう、当面の財政運営に支障がないように、また中長期的な観点におきまして地方財政負担を軽くしておこう、こういうふうな趣旨でございます。

○山口哲夫君 何かお話を聞いていますと、地方財政に対してもそれなりの措置をしているし、交付税も伸びているんだから地方財政の方は心配ないんだと。だからこの際、将来の財政負担を軽くするために返しているんだというんですが、これもやっぱり自治省の立場で考えているだけのことですよ。今たまたま局長がいきなりも言つてしまつたけれども、地方団体の仕事を安定的にできるようにしたいんだと、こうおっしゃつています。

今、地方団体全体を見ますと、基準財政需要額そのものが低いです。あなたの方ではそれ相当の財政措置はしていると言つけれども、私に言わせれば基準財政需要額の算定そのものに問題があるんです。きょうは時間がないからそこまで入りませんが、簡単に申しますと、国会で議決を必要としている単位費用そのものについてもやはり問題がある。非常に低い基準で抑えているから、全体的に基準財政需要額を抑えられているわけですよ。だから、少なくとも交付税法の精神からいいますと、あるべき水準までは当然保障しなきゃならないですね。地方交付税というのは、そういうことになりまして、とても今償還金を返せるような状態にはないと思ふんです。剰余金が大体出ること自体むしろ問題があるかなというふうには思つておるわけです。地方自治体というのはまだまだ金が欲しいんです。自治体だつて借金がたくさんあつて、返さなきゃならないものがたくさんあるわけですよ。繰り上げ償還なんてい

う話にはならないです、自治体では。とにかく一銭でも多くいただいて、それを何とか償還の方に回そうということで、幾らお金を回したからといって国のように五カ年も繰り上げ償還できるような状態にはない、そういう実態です。

それからもう一つ。まだまだやりたい仕事はたくさんあるんです、福祉の問題とか建設の問題とか。そういうことを考えましたら、自治省の御都合で、しかもさっき言ったように大蔵省の資金運用部の方としては金がダブついているんですから、何も返してもらわなくていいと思うんです。余り早く返してもらったらかえって困るんじゃないですか、またダブついでちやうど。そういうことを考えたなら、もっと計画どおりに償還をして、剰余金というのは地方自治体にきちっと配分をするべきだと私は思っています。どうでしょうか。

○政府委員(津田正君) 基本は、まず地方財政需要の見方をどのようにするか、こういう点にかかわるかと存じますが、地方財政需要の見方につきましては、交付税の算定がどのようにあるべきかという点につきましては、私も常時地方団体からの意見というものが十分聞いておるつもりでございます。それが、先生おっしゃるとおり、個々の団体にとつてもっと仕事をやりたいのに十分でないとかいうような意見は確かにあるかと思えます。私も正直申し上げて、地方財政がこの交付税特会の借入金を含めまして六十兆円の借金を抱えております状況におきまして、そうやたらに財政需要を伸ばすというようなことは、この借金の返還あるいはさらには借金が累増する、こういうような危険があるわけでございます。やはり地方行革の推進ということもお願いしておるわけでございますので、そこらは節度ある形での財政需要を見込んでおります。

ただ、その場合におきましても、私どもは先ほど申しましたように、国民生活の第一線で行う行政でございますので、それ相応の財政需要というのは確保していかなければならない。先ほど単独事業の来年度の計画の伸びについても御説明申し

上げたわけでございますが、そういうような意味での確な財政需要というものはそれ相応に伸ばし、その財源措置というものは考えてまいりたいと思えます。ただ、反面におきまして、そのような巨額な借金を抱えておるといふ地方財政の実情から申しますと、やはり中長期的な観点での財政の健全化を図らなければならぬ、かように考える次第でございます。

その場合に、中長期的な財政の健全化を図る方途というのは種々あるかと思えます。交付税特会の借入金の償還あるいは個々の地方団体の地方債の償還の問題、そしてさらには新しい地方債の発行を抑制する、こういうような種々の方途があるわけでございます。

ただ、その場合に、やはり地方債の繰り上げ償還等の場合でございますと、市場に流通しておるものを、発行した当時の金利と現在の金利水準と異なつた場合に無理やり繰り上げ償還をすることといたしますと、地方債の市場におきまして信用力というものを減らす危険がございます。そのことは逆に言えば地方債を引き受けるときに金利をほかの通常の社債等に比べて危険率を見て高くしておかなければならない、そういうようなことで繰り上げ償還ということもなかなか難しい問題もございまして。

それから、新規の地方債の抑制、私どもも、お願いしております補正予算案におきましても、新規の地方債の発行を一部交付税に振りかえるという措置で考えておるわけでございます。しかし、個々の団体としまして、余り無理に地方債の抑制をいたしますと、個々の団体での財政運営への影響ということも考えなければならぬ。そのような個々の団体の財政運営もにらんだ新規の発行の抑制、こういうような観点も考えなければならぬ。

いろいろな方途がございしますが、個々の地方団体の財政運営に支障がなく、しかも中長期的な意味での財政健全化を図る、そして当面の必要な財政需要については交付税の算定において手当てし

ておる、こういうような観点でこの法案をお願いしておるわけでございます。

○山口哲夫君 もう少し地方自治体の財政の苦しい実態を私は認識してほしいと思つておる。

例えば、こういうことを政務次官なら御存じかと思つておるんですが、予算編成のときになりますと地方から随分予算獲得の陳情に来ます。ところが最近こういう現象が起きておるんです。普通ですと、もう少し予算を下さいと言つておる。ところが最近には、中には、政府の方から建設関係の仕事を手算をつけられたらどうしよう。予算の獲得の陳情に歩みながら、片方では、余りつけられるとついでいけないんです、自治体は持ち出しがなくて、仕事はやりたいんだけれども、財政が苦しくて持ち出しはしないんだと言つておる。だから何とかも少し地方自治体に財源を与えてもらえないだろうか。それでなかつたらとても国の内需拡大についてはいけないという実態があるんです。

そういうことからいいますと、交付税の剰余金が出たら真つ先にそういう地方自治体にきちっと配分してもらつて、自治体でやっぱり内需拡大の一翼を担つて仕事ができるような財政措置を考えたいのが政府全体の仕事じゃないかと思つておる。大蔵省なんか特にその辺を十分認識してもらわなければ、地方財政は豊かじゃないかと思つておる。うに考えられたら大変なことになると私は思つておる。さっき言ったように、基準財政需要額の算定そのものに問題があるんですから、これはきょうはやりませんけれども。

だから、我々の言うような形にしていくならば、まだまだ地方に対する交付税なんというものは今の段階では、私は前の委員会でも質問しましたけれども、地方交付税法の六条の三の二からいけば、当然交付税率を上げなければならぬではないでしょうか。しかし上げないと言つても、実際には単位費用そのものが低いですよ。だから、あるべき水準の計算をやつていけば、私はもっと交付税率を上げなければならぬという問題だと思つておる。

そういうことからいっても、剰余金を資金運用部に返すよなんということをしないで、これは本来地方自治体の金なんですから、自治体の方に全部交付税としてさらに配分をするということについて考えてみたいかがどうでしょうか。

○政府委員(津田正君) 国の事業に対する地方負担につきましては、財政計画等を通じて、また個々の地方債措置あるいは交付税の事業費補正、こういうもので措置しておるわけでございます。

ただ、いわゆる奨励補助金等につきましては、これはマクロでは保障しておるわけでございますが、個々の団体につきましては、やはり余り事業拡大をいたしますとそのような問題はあつたかと思つておる。しかし、そこいらの点につきましては、必要な事業を的確にやるためでございます。私ども地方債の配分等において考えていかなければならないと思つておる。

いずれにしても、財政の問題は国民負担の問題、それと国の財政状況、そして地方財政の状況、こういうものを兼ね合わせなければならぬ。特に、最近若干問題になつておるものは、いわゆる農業関係事業につきまして農家負担の兼ね合いをどうするんだと、実はここいらが難しい問題でございます。特定地域で問題が出ておることは若干承知しておるわけでございます。しかし、国の施策に伴います地方財源措置につきましては地方財政計画等を通じて必要額というものは確保しておるわけでございます。また、個々の団体におきます財政運営につきましては私ども十分その実態に即した財政措置というものを今後とも考えてまいりたいと思つておる。

ただ、いずれにしても、これは基本的な御意見があるところでございますが、ともかく昭和五十年代に巨額な交付税特会借入金をして地方交付税の総額を確保してきて、そして地域生活に必要な地方行政水準を守つてきた。これはいづれ返さなければならぬ。このような中におきまして、やはり私どもとしては中長期的な財政の健全性の

確保ということも当面重要な課題ではないか、かように考えております。

○山口哲夫君 納得できませんけれども、これからは起きる問題だと思っております。そういう点きょう大蔵省もいらして、ぜひ地方財政の今の非常な窮乏を考慮して、そういった剰余金を五年間も繰り上げ償還してしまふんというふうな事になったんでは、とても自治体からいいますと、それこそ一自治体、政府は何を考えているんですかと、地方財政が苦しくてどうにもならないでいるのに、その償還計画まで五年間も繰り上げて返してしまつて、我々の方どうしてくれらるんのかという事になりますので、その辺も少し認識をしていただきたい。これからは起きる問題です。納得はできませんけれども、この辺でこの問題は終わります。

それから、消費税の問題について次に質問いたします。

厚生省いらしてはいますか。——上下水道の地方自治体に対する説明会がありましたね。これ最終的に終わったのはいつでしょうか。

○説明員(坂本弘道君) お答えいたします。

消費税の実施に関する地方公共団体等に対する説明会の実施状況でございますが、最終は平成元年の二月二十一日に全国生活衛生関係主管課長会議というのを設けておりまして、そのときに説明しております。その前に三週ばかりやっております。

○山口哲夫君 そうしますと、各都道府県ごとにもやっているんでしょうね。その終わつたのが二月二十一日でいいんですか。

○説明員(坂本弘道君) 都道府県まとめてやらしていたいております。

○山口哲夫君 その説明会に出た人に聞いたんです。これは二月十四日、北海道でやっていますね、札幌で。北海道の説明会に出た人の話を聞きますと、政府の方から来ているという説明してくれただけでも、資料を読むだけで、聞いている方がさっぱりわからなかったと言っていますよ。余

り勉強にならなかったと言っています。それで、とにかくその説明聞いても、消費税に関して一体どうやってこれから、例えば上下水道に三%を取つて、そして、実際に今度は仕入れの方転嫁していかなきやなりませんね。いろいろとありますね。そういうものをどういうふうにするのか見当つかないんだと。とにかくやらなきやならないんで一生懸命勉強したと言っています。ところが、これ予算編成がもう二月二十一日では終わっているんです。予算編成が終わつてしまつていて段階で説明会をやつても、これは条例は出せるでしようけれども、予算に対してどうやって組んだらいいのかわからないと言っています。それはどういふふうに認識しているでしょうか。

○説明員(坂本弘道君) 今、先生のお話の件でございますが、私どもの方は地方ごとに説明会というのをやっておりませんが、先ほど申し上げました全国の主管課長会議なんかのときにその概略についてお願い申し上げておると、こういうことでございます。

○山口哲夫君 それはそれでいいですよ。とにかく、政府の方から出てきて説明をしてくださいなだけれども、その聞いた人間が中身がさっぱりわからぬ。わからないけれども、一生懸命やらなきやならないんで勉強したと。私が聞きたいのは、二月二十一日といつたらもう地方の予算編成が終わつていますよ。予算編成が終わつた段階で新年度から消費税を取りなさいといつたつて、徴収する方の条例は出せるだらうけれども、予算の中にどういふふうに組んでいつたらいいのかわからない。これは間に合わないですね、予算の中には、その点はどいういふふうに認識されているんですかと聞いています。

○説明員(坂本弘道君) 先ほど先生のお話で最終の会議がいつだったかという御質問だったものですが、その最終は平成元年の二月二十一日でございますとお答え申し上げたわけでございますが、私どもの方では、昭和六十四年一月六日に日本水道協会と水道環境部の関係団体の説明会です

とか、かつまた平成元年の二月二日、これは全国の衛生主管部局長会議、こういうものも設けておりますし、かつまた、その後の平成元年二月二十日には簡易水道協議会の全国事務局長会議等でも御説明しております。したがって、随分後になつてからというお話でございますが、消費税法が通りまして、その後速やかにこういう会議を催しておるわけでございます。

○山口哲夫君 あなた方は一方的に説明すればいいけれども、実際に徴収するのは市町村です。それでしよう。そうすると、都道府県の方が聞いてきたら、今度は市町村の担当者を集めて説明しななきやならない。それにも時間がかかるんですよ。それはそれでいいでしょうか。ところが、その自治体の方はこれをどういふふうにして作業を進めるかといふ事と、議会が終了しない限り作業を進められないんですよ。地方議会が通るか通らないかもわからないのに、通るといふ仮定に立つてコンピュータの中身まで全部変えるなんてことにはならないですね。地方議会が終わるといふのは大体三月です。そうすると四月から作業にかかるんです。四月一日から徴収するといつたつて間に合わないんじゃないですか。

○説明員(坂本弘道君) 先ほど申し上げておりますが、私どもの方では個別にそういう説明会をやつたわけでございます。今の全国会議等で消費税の趣旨について広く御理解をいただいたと、こういうことでございます。

○山口哲夫君 いや、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。地方で消費税をいただくのは四月一日からでしょう。しかし、実際に作業にかかるとは四月一日からなければ作業にかかれないんですよ。だから、四月一日から新しく水道料金に消費税をかけないといつたつて間に合わないと言っています。作業に二カ月かかるんですよ。どうですか。

○説明員(坂本弘道君) この件につきましては、一月の二十日に、先生も御承知いただいておりますが、私どもの方から「消費税の導入に伴

う水道料金等の取り扱いについて」という通知を出さしていただいております。その中で、消費税とはこういうものがございますというふうな事と各事業体におかれましては、この消費税が導入される平成元年四月一日から、今先生がおっしゃいましたように、水道料金の改定を円滑かつ適正に実施できるよう速やかに条例改正等々の必要の手続を進めていただきたい、こういうことは言っておりますが、その具体的内容については私どもの方で会議をやつたこととことごとくございせん。

○山口哲夫君 政府の方は一片の通知を出せば、あるいはみんな集めて会議をやればそれで自治体は全部右へ倣えしてちゃんとやってくれるだろうと思つていらっしゃるんでしょうか。ちよつと甘いんじゃないですか。そんな簡単なものじゃないんですよ。

ちよつと現場の問題で説明しますと、今言つたように自治体の議会が終わらないうちに作業に入るといふことはできないです。議会がどういふふうに議決するかかわらないんですよ。それで、よし、水道料金にうちの自治体も消費税をかけましようといつたつたつたつたつた。四月から作業に入りますと、例えば水道、下水道なんかの場合は料金の通知書というのがありますね。これの様式変更を全部やらなきやならないんですよ。大体五十種類ぐらゐあるんですよ。それで、コンピュータ用に使つた、それからコンピュータでなくて日常事務的に使うのと二つあるんですよ。そういうものの様式変更を五十種類以上やつて、大体その印刷を終了するのに一カ月かかるんですよ。その一カ月かけてやつて上がった様式を今度電算に入力して、今みんな電算でやっていますね、コンピュータで。入力した後間違いないかどうかテストするのに一カ月かかるんですよ。だから、二カ月は作業に入つてからどうしてよいかかるんだらう。これは直営でやつてですよ。委託をやつたら、委託の方は今、民間からいろいろ消費税の関係で依頼が多くてとても混んでし

ま、自治体の方を優先するなんというわけにはいかなと。だから直営で最低限二カ月かかるということになる。四月から作業にかかっても四月、五月かかりますから、幾ら早くても六月一日からでなければ徴収できない。どうしますか。

○説明員(坂本弘道君) 水道料金につきましては、今のその条例でもって決めるということになっておるわけですが、確かに今先生おっしゃいましたように、いろいろ従量制とか口径別とかという形になっておりますから、それをまた一々変えるということになりますと大変手間がかかるということも我々承知しておるわけでございます。

そういうようなことから、消費税分が幾らになるかというのはいまはたまたまございませうが、全体としてそれに百分の幾らというものを乗じた形でお取りいただくという手もあるんじゃないかというように、日本水道協会等を通じて今指導をやっております。

○山口哲夫君 三%を水道料金にいきなり掛けて、そして徴収すればいいと言われども、そんな単純なものじゃないですよ。なぜならば、少なくとも水道の料金の徴収に通知書を出すわけでしょう。何で水道料金が上がってきたのか中身もわからないで使用料を払いますか。やっぱりこれについては今度の消費税が入ったために消費税の分三%が上がるということになりましたというように説明書きと、これは必要になってくるわけですよ。説明書き一つするだけでも全部伝票が違いますから、余白に書くといつたって、余白のやつは全部コンピュータのプログラムを一つ一つつくりかえなきゃならないんです。だから、本当に市民に親切にやろうとすればそのくらいのことほどこただってやらなきゃならないんです。政府の言うように頭から三%掛けて取ればいいじゃないか、そういうことにはならないんです。

それで、よしならば二カ月おくれでも、六月一日から徴収した場合に、五月分については消費税は納めなくてもいいというんじゃないですか。しか

し、四月一日から徴収しないと言っているんですから、これはどうしたって六月一日からだったから、四月、五月分の消費税というのは地方自治体がかかわって払わなきゃならないわけでしょう。たまたま四月分については、これは旅客運賃等の経過措置があるから、四月分は自治体は払わなくてもいいはずですね。しかし五月分は、これは取られるわけでしょう。自治体がかかわって消費税を税務署に納めなきゃならないんです。そういうことになるでしょう。

○説明員(坂本弘道君) 確かに消費税という法律の趣旨からいまして四月一日からということでございますが、今の経過措置については先生御承知のとおりでございます。

○山口哲夫君 だから六月一日から徴収したら、五月分は自治体がかかわって払わなきゃならないのじゃないかと思われませう。

○説明員(坂本弘道君) かかわって払うかどうかはともかくといたしまして、国税庁の方からは徴収されるんじゃないかと思われませう。

○山口哲夫君 かわって払うかどうかはわからなけれどと言いますが、それじゃどこで払ってくれるんですか。自治省でその分払ってくれるんですか。

○説明員(坂本弘道君) 水道事業体が集めた中で払う、こういうことになるんじゃないかと思われませう。

○山口哲夫君 そうでしょう、自治体が払うわけでしょう。

そうすると、例えばちよつと計算してみたんですよ。水道料金三十億円入る自治体を例にとりまして、三%ですから九千万円です。仕入れの段階で大体三分の一くらいが仕入れにかかるだろう。そうすると十億掛ける三%で三千万円です。九千万から三千万円引いた六千万円が納税額なんです。ところがこの納税額のうち、仮に六月から徴収したとしても一カ月分は自治体がかかわって払わなければならないんです。そうすると五百万超えるんです。

六月一日からやれるというのは早い方です。七月でなければできないというのがたたくさんある。そうすると、二カ月分計算しますと一千九十万円の金を自治体がかかわって消費税を払わなきゃならないんです。これは自治体の責任で遅くなったんなら仕方ないですよ。自治体は一生懸命やろうと思つてはいるんです。さっぱりわからない説明会を聞きながら、それでも真剣になって今取り組んでいるんです。だから、事務的に間に合わないような消費税の取り方を自治体に押しつけておいて、その責任まで全部自治体に負わせるというのはちよつと政府としてはどうですか。五月、六月分、これは地方自治体に限っては非課税にしますということをお約束してください。

○説明員(坂本弘道君) 先ほど申し上げておりますように、私どもの方で自治体に対して個別にそういう報告会というものはやっております。いわけでございまして、これにつきましては何かの誤解じゃないかと思われませう。

それから、消費税そのものにつきましては四月一日からということ、これにつきましては消費税法が通りました後、先ほど申し上げましたように各自治体等にはお話を申し上げているところでございます。

○山口哲夫君 話はしたって、具体的に作業が間に合わないでしようと言っています。

それじゃこれはどうですか、地方自治体の議会が通らない前に全部そういう作業をやれと言っているんですか。

○説明員(坂本弘道君) その辺はなかなか難しいところではございませうが、消費税というものの御趣旨を御理解いただいて、ある程度のやはり準備はしてもらわないといふふうには考えられませう。この点につきましては、私たち水道を所管してはおりますが、いろいろ地方公営企業の関係もございまして、自治省とも相談しながらやらしていただくということでございます。

○山口哲夫君 準備はしてありますよ。しかし、実際に作業に入るのは自治体の議会が終わってからでなければ入れないんです。これははっきりしているんですよ、そうでなかったら議会無視なんですから。

そうしますと、四月から作業に入った場合には物理的にできないんですよ。物理的にできないという証拠に、北海道三十二市に聞いてみましたら、今検討中というのは一カ所、それからあと六カ所が徴収しないと言っています。そうすると、二十五市ですか、それは幾ら早くやっても六月一日からでなければできないでしょう。そのうち幾つかは七月一日からでなければできないと言っています。五月一日からやれるところは一カ所もないと言っています。だから、これは政府の責任で、自治体が一生涯懸命やっても、そういうふうが一番急いでやっても六月一日、常識的に七月一日からでなければ消費税の徴収ができないと言っています。これは四月の経過措置と同じように非課税にするべきでないんですか。どうでしょう。

○説明員(坂本弘道君) 水道料金というのは独立採算で、原価をもとに定めるといふことになっておりますが、事業体によりましては合理化努力だとかいうことで原価の低下が図れる場合とか、かつまた料金見直しを定期的に行うというふうなことをしておりますが、改定期にないというふうなことで特別な事情があるところは当面四月からの料金改定が見送られる可能性もあるということ、我々も一部の事業体ではそういうことがあるということは何もありません。

○山口哲夫君 そういうことを聞いてはいるんじゃないんです。政府の言うとおりに一生懸命に自治体では作業をしました。今やっているんですよ。しかし、実際に徴収できるのは六月一日か七月一日の料金でなければ徴収できませんと言っているんです。今言ったようにコンピュータの関係とかそういうことがあって、それを自治体の責任にして、自治体がかかわって五月、六月分の消費税を国税庁に納めなければならないというのは、これは余りにも無理な話ではないですかと言っています。

あなたで答弁できないなら、せつかくきょうは自治省の次官がいらして、次官から厚生大臣にでも話してください。こんなむちゃな話はないと思うんです。一生懸命やっているんですよ。やっけないならそれは言われてもしょうがないですよ。最大限努力して努力して、それこそみんな夜勤に夜勤を重ねてやっけていて物理的に間に合わないというのに、その間に合わない分まで自治体に消費税を払えというんですからね。これは私はちよつと理不尽だと思えますね。どうでしょう。

○政府委員(津田正君) 自治省といたしましては、御承知と思いますが、昨年十二月三十日、法律の交付とともに公営企業関係につきまして課長内簡をし、さらに十三日に普通会計関係の問題につきまして財政課長内簡をいたしました。この理解というものに努めておるわけでございます。先生のおっしゃる事情というものも私もわかるわけでございますが、ただ、この消費税の問題は地方団体だけじゃなくて、むしろそれ以上に民間事業者の問題があるわけでございます。まさしく民間事業者の方々には四月一日以降財貨・サービスの提供につきまして課税、こういうような事態になるわけでございます。民間事業者の方もいろいろ問題があると思えますが、やはりその準備というものをやっけていただいております。

そういうようなものの中におきまして、地方団体の状況、議会等の関係もあるわけでございますが、しかしこの消費税の問題につきましては、法案成立以前の問題として、地方財政に大きくかわる問題として、税の仕組み等につきましてはよく承知しておるはずでございます。そういう意味におきまして、民間事業者の御努力というものとバランスにおきまして、地方団体におきましても四月一日からこの消費税法の施行に伴います対応への準備はやはりやっけていただかなければならない問題かと思えます。議会の問題、料金等の決定につきましては条例というものの問題もあるわけでございますが、そういうような点につきま

しても議会サイドにおきましても御理解を賜りたい、かように存する次第でございます。

○山口哲夫君 自治省がそんなこと言っちゃだめですよ。あなた方、自治体の現場をもう少し尊重してもらわなければ、厚生省と一緒にやっけて地方自治体に押しつけるようなそういう態度じゃ、自治省を信頼できなくなりますよ。地方自治体は、地方自治体はとにかく一生懸命やっけているんですからね。だから、もう法律ができたら、おまえら一生懸命勉強して知っているだろうなんて、そんな甘い考えじゃ困るんです。例えば支出の区分を見ても課税のものもあるし、非課税のものもあるし、不課税のものもあるんですよ。不課税のものだつても何十種類とあるんですよ、いろいろ。一体これが課税の対象になるんだろうか、不課税なんだろうか、あるいは非課税なんだろうか、一つ一つ全部いろいろ点検していかなくやなんないんですよ。

そして今度、仕入れの方だつて一体どこまで転嫁できるのか、大変な作業をみんなやっけているわけですよ。自治省とか厚生省から出てくるのを見ましても本当にこれは大変でしょうね、地方自治体にしてみたら、端数の計算をどうするかね。まずこれ読んでいたら、私ならとてもついていけないですね。仮に現場におつて事務屋としてやっけていたんではこれ容易でないと思えますよ。それでもやっばり徴収しなきゃなんないからみんな一生懸命やっけています。

だからこの際、全国の地方自治体を一回調べてみたらどうですか。本当に四月一日からできるのかどうか、五月一日から本当にできるか、町村はまだ割にやりやすいらしいですよ。しかし、少なくともある程度の規模以上のところになりますと、これはほとんど電算に入っていますからね。コンピュータに入っているんで、そのコンピュータのプログラムだけでも何十種類とつくり直さなきゃなんないと言っているんです。そういうことを考えたら、政府が言うように経過措置をとつても五月

一日からできるころというのには非常に少ないと思えます。だから、それが五月一日にどうしてもできない、六月一日、七月一日でなければできないところ、サボっているところは別ですよ、一生懸命やっけていてそういうふうにおくれているところに対してはそれなりに、やっばりその間は一月でも二月でも経過措置として、自治体が消費税をかわつて納めることのないような措置を考へてもらわなければ、自治省が厚生省と一緒にやっけてそんなことを言っているんではちよつと困りますよ。これは政務次官の出席じゃないでしょうかね。

○政府委員(松田九郎君) 今、山口先生からのお話を私もお聞きしておつて、なるほどそういうことでもあるなと思つて、よくわかるような面があると思えます。

ただ、御承知のとおり、転嫁の問題、サービスの問題については実施を四月からするんだという法律がなされておるわけでありまして、その基本線を厚生省も自治省も変えるわけには、今の時点では私は説明がしにくいと思えます。

しかし、今、山口先生のおっしゃったような、なるほどなという、そういうわかりにくいという矛盾というか、実施しにくいというか、そこら辺は、特に民間のいわゆる事業者と地方公共団体との間に少し食い違いがあるなど、だからそこについては十分御趣旨を今ちよつといたしましたから、やはり厚生省とも自治省とも、よく今後そこら辺については運用でもつてやれる面がありやせぬかということ等を踏まえて、ひとつ前向きに検討をさせていただきます。

ただ、これを一政務次官の言動として基本線を今変えろとか変えないとかいうことのお約束なり、あるいはそういう意味ではなくて、十分先生の御趣旨は我々も玩味すべきものがある、そういうふうにお受けとめさせていただきますと思えます。

○山口哲夫君 きょうになるかあすになるか、大臣にもおいていただけて論議する時間もあると思

いますので、もし大臣がいらついたらその問題についてもまた質問したいと思えますので、ぜひひとつ内部でもつて調整していただければありがたいと思えます。

先ほど局長も、民間の方でもどうのこうのと言っていましたけれども、民間だつて大変なんですよ。そこは認識しておいてください。

この間、テレビで国税庁の関係の何か労働組合の幹部の方が出てお話をしていましたよ、大分夜遅くだったんですけども。ちよつと聞いていましたらこう言っていました。確定申告で今忙しくてとてもじゃない、四月一日から民間の人たちみんな含めて消費税を徴収するということは、これは難しいですね。特に説明会をしたんだけれども、その説明会で指導する人を要請することさえ今確定申告の時期でできないで困っているんですよ。だから、四月一日から円滑に消費税を徴収するといつたつてとてもこれは現場では無理じゃないでしょうかねというのを言っていましたよ、民間だつてそんなんです。そこへ地方自治体の場合には議会というものがあつて、議事を無視して全部作業をしようなんということにならんないんです。そういうことを考えたら、この問題は自治体にとっては、一生懸命やっけているけれども容易ではない。その一生懸命やっけていることを十分認識していただくならば、今次官がおっしゃったように経過措置だつてあるわけですから、そういうものを適用できるかどうかということは一週政府としても検討してしかるべき問題だと思えます。

ちよつと時間になりましたので、前半の質問はこれで終わらせたいと思えます。ひとつ誠意を持って検討していただきたいと思えます。

○片上公人君 初めに、地方への補助金のあり方について伺いたいと思えますが、ふるさと創生を提唱する総理のもと、各府庁でいろいろ励んでいると思えますが、ふるさとづくり、その中で最も大事にしなればならない子供の心、ふるさとを傷つけたという事例が最近報道されておりますの

で、文部省にちよつとお伺いしたい。

既に御存じのことと思えますけれども、山梨県の西八代郡六郷町というところの町立六郷小学校で、六年生が卒業記念にプールの外壁に壁画をかいた。ところが、そのプールは二年前に完成したのだそうでありまして、国の補助金を使っているので原状を要するはならない、補助金の交付要綱で示してあるので原状に戻してもらいたいという町教育委員会からクレームがついた。そこで、校長先生たちが泣く泣くこの壁画を削ったと、こう報じられておるわけでございます。しかし一番かわいそうなのは、六年間の思い出という事で一月もかかって絵をかいた子供たちであると思えます。このようになった原因は何であったのか。地元教育委員会があれこれ言ったようでございますけれども、以前に文部省がそのような指導をしてきたのではないかと、こう思いますが、これについてお伺いしたいと思います。

○説明員(藤田不二男君) 御説明いたします。

山梨県の教育委員会からの報告によりますと、山梨県の六郷町立六郷小学校で、六年生の児童が卒業記念制作といたしまして水泳プールの側壁に壁画を描いておりましたところ、同町の教育委員会が、同水泳プールは国の補助金により建設した施設でございます、側壁に壁画を描くことはその交付要綱等に違反するものであると判断いたしました、同校に対し水泳プールの側壁を原状に戻すように指示し、学校がこれを受けましてこの壁画を消したものでございます。

なお、町教育委員会がこのような指示を出すに当たりまして、事前に文部省なりあるいは山梨県の教育委員会の方に対して問い合わせはなされてない状況にございました。

現在、六郷小学校におきましては、児童による話し合いの上、新たな卒業記念の制作に取りかかっていると承知しております。

○片上公人君 このような壁画消去のことでございますけれども、プールの外壁に絵をかくという事は、これはそもそも悪いことだったかどう

うかということをお聞きしたいと思えます。

○説明員(藤田不二男君) 県によりまして、ある県におきましては、やはり補助金で建設いたしましたプールの側壁に壁画をかくという例も幾つかあるようでございまして、私も事前に町の教育委員会から問い合わせがございまして、一般論でございまして、問題がないというふうにお答えしたはずでございます。

○片上公人君 補助金行政の一つの側面でございますけれども、自治省の場合にはどのような感想を持っておられるかお伺いしたい、以前には各省庁の指導で出入り口が三つも四つもあるような集会場とか、一人で済む、あるいは委託で済むような管理者を何人も置かざるを得なかった、こういう事例もあつたそうでございまして、このようなおかしな補助金の交付要綱に自治省はどう対応しているのか伺いたいと思えます。

○政府委員(津田正君) 今回の事例につきまして詳細というものを私も承知しておるわけではございませんが、やはり地方団体側といたしまして、一つの補助金を受けるために申請から交付に至るまで、さらに建設された後の検査を受けるという段階まで地方団体の現場におきましてはさまざまな苦心が行われておると思えます。今回の事例もこの補助金行政の一つの問題点があらわれたものではないかと、かように考えるわけでございます。

自治省としては、地方の現場でこうした事態を招かないよう補助金行政のあり方につきまして関係省庁とも相談しながら必要な見直し、改善に努めてまいらなければならぬと思えます。何分にも補助金行政の一つの目的が、全国に一定の行政水準なり一定の施策目的を達成する、こういうふうなどうしても画一的なものになるわけでございますが、現在の地方行政の場から申しますと、やはり地域地域の実態に即した運営というものが図られてもいいのではないかと、かように思うわけでございます。

典型的なものが、先生御指摘のように個々の補助金によってそれぞれ入り口、出口をつくらなければならぬとか図書室をつくらなければならぬ、こういうようなことにつきまして従来から地方団体側からの意見も聞いておるわけでござい

ます。各省の所管する行政でございまして、それぞれの施設の構造あるいは基準というものは、確保すべき点もあるかと思えますが、やはり地域の実態に即して住民の利用しやすいような行政というものを今後考えていかなければならない。補助金の問題につきまして、そのような見直しというものはさらに進めていくべき課題と考えております。

○片上公人君 どうか心の通った対応をしてもらいたいと思えます。

今度の政府の予算案を見ますとふるさとオンパレードといいますが、そういう感じでございます。文部省のふるさと歴史の広場、厚生省の場合はふるさと21健康長寿のまちづくり、農水省のふるさと森林活性化対策、環境庁のふるさといきものふれあいの里事業、運輸省のふるさと海岸モデル事業などお聞きした分だけでも十一省庁にもこれは及んでおります。自治省もまた一億円の配分のほか、今年度から行っているふるさとづくり特別対策事業、ふるさと財団、ふるさと市町村圏基金の設置等を挙げますが、自治省内でふるさと関係施策をどのように位置づけておるのかまず伺いたいと思えます。

また、自治省間でもそうでございますが、各省庁全体のふるさと創生関連事業全体の政策の整合性、方向性がいま一つはつきりしていないように思うわけでございまして、内閣としてその点どのように調整してきたのか、これを伺いたい。また、今後どのように対応するのか、あわせて伺いたいと思えます。

○政府委員(小林実君) ふるさと創生は国、地方を通する内政の最重要課題の一つであるというふうに私も考えております。

御承知のように、竹下総理は従来の発想を変えて、これからは地方が知恵を出して、国がこれを支援するという発想の転換が必要だということをお申されておるわけでございます。そこで、自

治省といいたしましては、この考えに基づきまして六十三年度に、御質問がございましたように、ふるさとづくりの特別対策事業、それからふるさと財団の設立を計画したわけでございます。前者は単位で見まして、個性豊かで魅力あるふるさとづくりのための公共施設整備事業、いわばハードの面での支援の仕組みを考えたわけでございまして、後者につきましては、地方での民生活支援のために長期低利の資金の融資システムを考えまして、ふるさと財団をつくりまして大いに地方で民生活をやってもらおうということで考えたわけでございます。

今回、御質問がございましたように、ふるさと創生の起爆剤ということで、自ら考え自ら行う地域づくり事業といたしまして一市町村一億円構想をお願いしておるわけでございます。また、複数の市町村が共同いたしました広域的な地域の振興、整備を図るといふ観点から、ふるさと市町村圏の選定、基金の創設等を予定いたしておるわけでございます。これらはいずれも地域の特色を生かしまして地方が自主的、主体的に地域づくりを推進するためのものでございまして、この四つの施策をそれぞれ適当に組み合わせたいかどうか、あるいは取捨選択をしていただきまして地方の活性化に役立てていただきたいというふうに考えております。

あわせてまして、各省庁からも「ふるさと」という名前を冠した施策がたくさん出てきております。今後の我が国の国づくりの基本方向につきましては、四全総等におきまして基本方向が示されておりました、その中でやはり地方の自主的、主体的な地域づくりの必要性が明確にされておるところでございます。そういう観点から、自治省におきましては四つの施策を掲げております。また各省庁におきましてもいろいろ施策を掲げておりますが、この取り組みの姿勢といたしましては、地方の自主的なあるいは主体的な地域づくりを支援していく方向で運用していただくというか、そういう姿勢が必要であらうかと思えます。

さきに内閣におきまして、局長レベルでござい
ますけれども、ふるさと創生・地域の活性化の推
進に関する関係省庁連絡会議というのが設置され
ました。この場におきまして各省庁の施策の連絡
調整を図っていただく必要があると考えておりま
すし、自主的なあるいは主体的な地域づくりの取
り組みに對しましての支援も進められるというふ
うに期待をいたしておるわけでございます。自治
省自身といたしましては、これらに関する施策に
つきましては積極的に協力をしてまいらる考えで
ございます。

○説明員(田中正章君) 今お尋ねのふるさと創生
地域の活性化の政府全体としての取り組みにつ
いて御説明させていただきます。

今自治省の方から御説明もございましたよう
に、ふるさと創生・地域の活性化の基本はやはり
地域が自主性と責任を持って進めていく、それに
對して必要な支援を政府の側が行うということ
なると思っております。そういうものにつきまして
先ほどもお話がございましたが、この一月三十一
日にふるさと創生・地域の活性化の推進に関する
関係省庁連絡会議、これを内閣の内政審議室に設
置したところでございまして、いわば体制を整え
たというところでございまして、この会議でもって
ふるさと創生・地域の活性化に関する各省庁の施
策やそれからアイデア、こういったものをお出し
いただきまして、各省庁の考え方や進め方、こう
いったものの連絡調整を図って、こう、こうい
うふうに内閣として考えているところでございま
す。

以上でございまして。

○片上公人君 このふるさと事業が大変混乱する
のも、もとを言いますとふるさと創生を發表した
竹下総理自身に明確な理念がなかったからではな
いか、こう言われております。そこで最近その理
念づくりのために、仮称ですが、ふるさと創
生懇談会を發足させるようございまして、くれ
ども、政策の具体化が進んでしまつてから理念をつ
くるというのおかしな話だと思つております。しか

その懇談会の発足につきましては、リクルート事
件にかすんでしまつて、メンバーのなり手に
相次いで断られるなど大幅におくれておると伝
えられておりますが、この懇談会の性格、運営方針、
この発足時期について示していただきたいと思
います。

○説明員(田中正章君) 御説明申し上げます。

ふるさと創生・地域の活性化ということ、簡
単に申し上げると発想の転換を伴う非常に広い分
野にわたる問題でございます。こういった分野に
ついてどうやって取り組んでいくかということに
つきましては、既存の新行革審でございますとか
国土審でもそれぞれ観点からの検討が進んでい
るわけでございまして、総理の方からは、有識者
に参加をいたしましてふるさと創生・地域の活性化
について大所高所からいわば検討していただい
てどうか、このような御指示を内政審議室として
受けておるわけでございまして。現在、内閣の内政
審議室におきまして今御質問のございましたよう
な性格、運営方針、時期、こういったものを含め
ましてどんな形で行っていくのが最もふさわしいか
ということの検討を含めまして準備を進めてい
るところでございまして。

以上でございまして。

○片上公人君 大変すばらしい発想の転換のふる
さと創生論でございますが、昨年その創生の一
手として打ち出されたものは、政府関係機関の地
方移転をきっかけに当該移転地域の振興、活性化
に非常に役立ち、人口の地方定住化の促進を図
うというもので、私もその計画には非常に期待し
た一人でございますけれども、これに對しまして
全国各地から受け皿の希望も随分集まりましたよ
うでございますが、このたび示されました第一
次分におきましては本四連絡橋公園だけが地方の方
へ出て、他の多くが首都圏に移るのみである。こ
れでは二十三区から外に出たにすぎませんし、移
転地の地価を逆に引き上げますし、今や人口が増
加し続けておる首都近郊にわざわざ移るだけで
何のためのふるさと創生かというふうな疑問がわ

いてくるわけでございまして。このような結果を招
いた理由は何か、また残る機関の調整については
どのような方針で臨むのか、国土庁いらつしや
いましてらお願いいたします。

○説明員(黒田正輝君) 御説明いたします。

今回の政府機関の第一次の取りまとめにつ
きましては、昨年七月に閣議決定されました七十九機
関十一部隊等の移転対象機関のうち、従来から検
討が進められてきた八機関十一部隊等につきま
して移転先地の選定が行われたものを取りまとめ
たものでございまして、それぞれの機関の業務内容
等から考えまして、私どもとしましては適地が選
定されたものというふうな判断をいたしておりま
す。

残りしました七十一の機関につきましても、現在
各省庁等におきましてそれぞれ検討が進められて
おるところでございますけれども、確かに東京周
辺を希望するものが多い状況であることは事実で
ございまして。国土庁といたしましては、今回の機
関移転の趣旨を踏まえまして、できる限り幅広く
検討していただくということで各省庁と相談して
まいりたいというふうな考えでおる次第でござ
いまして。

○片上公人君 どうか期待を裏切らないように頑張
っていただきたいと思つております。

自治省に伺いますが、ふるさと創生として「自
ら考え自ら行う地域づくり」のキャッチフレーズ
で各地方団体に一億円が配られるわけでございま
すが、一億円の根拠及びその効果についてはどの
ようによ考慮しておるのか伺いたいと思つて
おります。

○政府委員(小林実君) 自ら考え自ら行う地域づ
くり事業におきましては、市町村が地域づくりの
原点であるという考え方に立ちまして、小さな村
も大きな市も同じスタートラインに立ちまして、
お互いに競つてみずからの地域づくりを考え、行
うということをお望みして一律一億円ということに
したわけでございまして。

まして、その地域に必要な事業を考えていただく
ということをお望みしております。主として地域に
必要なソフト事業を想定しておるわけでございま
すが、過去の例を見ましても事例がたゞさんある
わけでございまして、一億円程度は必要である
ということをお考えまして金額もそのように決めた
わけでございまして。この事業を契機といたしまして
全国各地におきまして各地方団体が広く住民の参
加を得て未来につながるような地域づくりの施
策、構想を考えていただきたい、また行つてい
たいと思つております。

○片上公人君 不交付団体はもろん除かれるわ
けでございまして、その他のいわゆる富裕団体も
窮乏団体も、そして財政規模も関係なく一億円を
配られますので、いわば過疎地の財政力の小さい
村ほど思い切つた使い方ができると言われており
ますけれども、この一億円によりまして過疎問題
は解決すると思つていらつしやるのかどうか伺
いたいと思つております。

○政府委員(小林実君) この施策につきましても、
ふるさと創生の起爆剤となることを期待してお
るものでございまして。この一億によりまして過疎地
域の抱えるさまざまな課題が一挙に解決される
ということを言いつけるほどの自信はございません。
しかし、従来、過疎地域に對しましては過疎法等
もございましていろいろな施策を積極的に講じて
きておりますし、財政措置等におきましても手厚
い措置をしておるところでございまして。

今回の一億円につきましても、特に東京から離
れば離れるほど、遠い地方団体にございまして高
い評価を受けておる、こういう状況でございまして。
それらの地域におきましていいアイデアを出して
いただきまして、それに対しては私も今後
とも自治省の範囲内におきましてもできる限り
の支援を講じてまいりたい、こういうふうにお
考えしております。

○片上公人君 今回の補正の二千万円と来年度の
八千万円で一億円を配るわけでございまして、一
億円の配分につきましてはこれは今回だけなのか

どうか、その後の配分につきまして計画はあるかどうか。税収の伸びによっては地方よりうんと声が出るんじゃないかと思いますが、その辺についてどうでしょうか。

○政府委員(小林実君) 一億円構想が出てきたことも、竹下総理の、発想の転換を求めることが必要である、これに対する何らかのいい知恵がないかということも考えられたものでございませう。しかし、その背景には、六十二年度の地方交付税につきまして、予算で予定しておりました以上のもので国税三税の方で増収がございまして一兆八百億円に上る交付税の精算分が出てきた、こういうことも背景にあるわけでございまして、あくまでも一市町村に一律一億円を交付するという措置は今回限りでございませう。これらに基づく施策につきましては、先ほど御説明いたしましたように私どもいろいろの支援の仕組みを持っておりませうので、これらを活用していただいたらいかがなものか、こういうふうにご考えております。

○片上公人君 平成元年度への繰越額が三千六百億円となっておりまして、その内容は、ふるさと創生と共済長期四分の一カット戻しの単独分であるとされております。しかし、ふるさと創生分や共済長期の戻し分が補正でも措置されているのに、わざわざ来年度に繰り越しをするという理由は何かを伺いたいと思っております。

また、繰越額の配分方法まで決めて翌年度に繰り越すというの従来繰越額とはちよつと異なると思ひますが、これはなぜそうなのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(津田正君) 今回提出しております法案でお願いしておりますもの大きな内容が、このふるさと創生に関する一億円を本年度内に二千万円、来年度に八千万円措置すること、それから補助事業におきまして処理いたします共済長期、これに対応する単独分をどうするかということでございます。

ふるさと創生の一億円の分け方の考え方でございますが、何分にも昭和六十三年度末の処理とい

うことを考えますと、非常に期間的に限られるわけでございます。短期間というよりはむしろ来年度も含めてこのふるさと創生のためのプロジェクトを中心とする事業に使つたらいかかと、そういうことで本年度の第四・四半期、それと新年度のあるわけでございまして、五つのうち一つを本年度分ということと二千万円と考えたわけでございませう。

それから、共済長期の扱いの問題でございますが、補助事業につきましては地方団体の方においても対応が割に易しい、また交付税の算定においても易しいわけでございませうが、単独分につきましては地方団体の対応あるいは交付税の算定、さらに波及する問題としまして公営企業職員の取り扱い等を考慮いたしますと、平成元年度、新年度に措置することが適当と、このような判断で送っておるものでございませう。従来このような交付税の繰り越しの場合には、一般的に新年度、翌年度の地方交付税の総額の状況等を勘案しながら、いわば総額に計算ということで送る例が一般的な例でございませう。しかしながら、今回は地方団体財政運営上昭和六十三年度処理するよりも平成元年度に処理することが適当である具体的な財政需要に着目いたしまして繰り越しをする、これによりまして地方団体の財政運営の対応もしやすいと、このように考えたわけでございませう。

○片上公人君 次に、ふるさと財団につきましてでございますが、当初自治省が考えていたものと多少違う形で発足することとございませうが、具体的にどうなつたのか。

特に、昨今春には大蔵省などからいろいろ注文がつかまされて、それは日本開発銀行などの政府系金融機関と重複するかと競合するかと、あるいは民間機関への融資に地方交付税を措置するのは国民の税金を民間機関に交付するに等しいのではないかと、あるいは特別法なしに財団を認可していくことは脱法行為ではないのか等々が挙がっておりますけれども、今回は多少手直しはして

いるようでありませうが、基本的にはこれらの問題は残つておるのではないかと思ひますが、この辺についてお伺いします。

○政府委員(津田正君) ふるさと財団の趣旨につきましては、先ほど総務審議官からお答えしたとおりでございますが、この財団構想につきましては、関係各省等からいろいろの意見が出されまして、その多くは地方単独施策に対する理解が十分でないことと由来するものであつたかと思ひませう。そういう意味におきまして、私も関係機関との調整に当たっては、地方団体の主導性と主体性に基づき地方単独施策として行われるものであることについて精力的に理解を求めたわけでございませう。そして、金融機関の性格を持つことについての問題というものもあつたわけでございませうが、今回、昨年の暮れ認可いたしました財団におきましては、地方団体が直接民間事業者等に融資をするという形にいたしましたので、金融機関としての性格というものを消しておるわけでございませう。しかし、機能におきましては、私も当初構想いたしましたものと変りないわけでございませう。今後本財団の適切な運営、地方団体に御活躍いただくために、当初の趣旨でございます地方民活というものを積極的に進めてまいりたい、かように考えております。

○諫山博君 消費税と地方自治体の公共料金の引き上げに絞つて質問します。

○片上公人君 消費税と地方自治体の公共料金の引き上げに絞つて質問します。

○諫山博君 消費税法第十一条は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努め」と規定してあります。一方、同法の第五条は、地方公共団体に福祉の充実に配慮することを義務づけています。地方自治体が福祉の充実、住民負担軽減の立場から、議会での十分な審議、採決などの手続を経て、消費税による負担をなるべく住民にかけなくて済むようなさまざまな措置が今検討されております。自治省がこういう自治体のやり方に強制的に介入するというのは自治体の自主性を損なうもので、極めて不当だと考えます。自治省は自治体に対して消費税導入を理由とした公共料金の引き上げを強

制することはできないと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(津田正君) まず基本的に料金の改定が必要であると考えておるわけでございませうが、各地方公共団体の使用料等の改正は条例等によるものでございまして、条例については各団体の議会における審議を経て決定されるべきものと、このように考えております。

そして、今回の消費税の法の施行に伴い、四月一日から法律が動くわけでございませうが、地方団体もその提供いたします財貨・サービスにつきましては、若干の例外はございませうが、民間の事業者と同様に消費税が課税されるわけでございませう。また反面におきまして、仕入れにおきましては恐らく消費税負担が転嫁されてくる、こういうような状況にあるわけでございませう。このような状況に対処いたしまして、地方団体におきましても適切なコストの再計算、そしてまた適切な転嫁をすべきものと考えておるわけでございませう。その間におきまして、先生御指摘のとおり福祉の問題も考えてまいらなければならぬ。

しかし、基本的に消費税負担というものが仕入れの段階、またいわゆる料金、使用料等の場合に課税になってくる、このような基本的な関係を十分地方団体に認識していただきまして適切な対応をしていただきたい、私どもとしてはこのように指導しておるわけでございませう。

○諫山博君 この問題で地方自治体と自治省の見解が対立しているという問題がさまざまありませう。私が聞きたいのは、地方自治体がさまざまな検討をして一定の方針を打ち出した場合、強制的にこれに介入するということとではございませうし、やつてはならないことだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(津田正君) 地方団体におきましてこの消費税の問題につきましてさまざまな検討をしていただきたいた、もちろん私どももかように考えております。そして、その基本、その前提というものがございまして、今回の税制改革の趣旨、消費税の

仕組みというものにつきまして、十分御理解をいただいた上で検討をやっていただきたいというのが私どもの指導の趣旨でございます。

特に、地方団体は先ほど申しましたように事業者としての立場も同時に、新税制の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮すべき責務もあるわけでございます。このような点を十分認識していただいて対応を考えていただきたい、かように思うわけでございます。もちろん御指摘のような強制的にあるいは強権的に、このような観点の指導ではないつもりでございます。あくまで税の仕組み、今回の税制改革の趣旨というものの徹底を図っておるということでございます。

○諫山博君 強権的な介入とか強制的な趣旨ではないと言われたいけれども、そういうことはしてはならないものだという点では意見は一致するわけでございましょう。

○政府委員(津田正君) 前段に申し上げましたように、地方団体の料金等につきましては条例によりまして決められるわけでございまして、地方議会におきましても十分その点の御審議をいただきたい。ただ、その前提として、税制改革あるいは新しい消費税の仕組みについての御理解を十分いただいた上で御審議もお願いしたい、かように存する次第でございます。

○諫山博君 強制できるかどうかについては三回質問しましたけれども、三回とも回答は得られていません。しかし、強制できないものだということはもう常識だと思えますから、もし自治省の指導に従わないような自治体が出てくれば、例えば刑事上の制裁、財政上の制裁があらましようか、あるとすれば法的な根拠を示してください。

○政府委員(津田正君) 私どもとしては前段述べたような趣旨で指導をしておるわけでございまして、今後におきましても粘り強く指導してまいらなければならぬ、かように考えています。

○諫山博君 質問していることに答えてもらえないでしようか。

何らかの制裁が可能なのか、可能だとすれば根拠法を挙げてくれというのが質問です。

○政府委員(津田正君) 私どもとしては、制裁とかいうことではなくて、粘り強く指導していく、こういう方針でございます。

○諫山博君 それは答えになっていないわけですよ。要するに制裁する法的な根拠はないというふうに聞きます。それが違うんだしたら反論してください。

○政府委員(津田正君) 私どもは制裁ということではなくて、あくまで指導と、このように考えておるわけでございます。

○諫山博君 結局、反論はありませんでしたから制裁はないというふうに理解します。もしそれが違っておいたら答えてください。

次の質問に入ります。

昨年の十二月三十日に公営企業第一課長、本年の一月十三日に財政課長の内閣というのが出ています。これを見ると使用料、手数料等には課税物件であれ非課税物件であれ料金を値上げするようという指導に読めるんですけれども、そういう指導をしますか。例えば課税物件については消費税を転嫁しなさい、非課税物件については適切に対処しなさいという記載になっておりますけれども、わかりやすい言葉で言えばこれは値上げをしなさいという指導でしようか。

○政府委員(津田正君) 御指摘のとおり内閣で指導をしておるわけでございます。まさしく消費税の課税の仕組みとして、地方団体が提供いたします財貨なりサービスの提供ということには消費税が課税されますので、その部分の適切な転嫁を図るよう料金を見直すべきだ、また非課税のものにあっても、仕入れというのにつきましても前段階の事業者からの転嫁を受けておるわけでございまして、その点のコストを見直しをすべきだ、このような観点で指導しておるわけでございます。

○諫山博君 消費税の導入を契機としてさまざまな便乗値上げが今問題になっております。これは地方自治体の場合も同様です。

例えば私の地元である福岡市の今度の公共料金の値上げを調べてみましたところが、美術館の入場料が百五十円から二百円になる。地下鉄運賃が初乗り百四十円から百六十円になる。出産証明書が千五百円から二千円になる。営業許可申請手数料が一万一千円から一万三千円になる。例を挙げたら切りがないくらいです。これはすべて値上げ率が三%を超えています。市民は消費税の便乗値上げではないかという批判の声を上げているし、私もそうだろうと思います。

多くの自治体で消費税の導入に合わせて便乗値上げと思われる公共料金の引き上げが今準備されています。もともと消費税が導入される以前、消費税を口実とした便乗値上げは厳しく取り締まるというのが政府の立場だったと思うし、この点は自治省も同様だろうと思えます。この便乗値上げがどのように準備されているのか、これに対してどのような指導をしているのか説明してください。

○政府委員(津田正君) まず第一に、この際に便乗値上げをすることがないということにつきまして、地方団体にも十分指導しております。そして、先生御指摘の個々の事例についていろいろな点があるかと思えます。

一つの問題は、通常の料金改定の時期とまたまこの消費税の負担の問題がタイミングが合ってしまった、こういうような事態の場合も考えられるわけでございます。そのような場合におきましては、私どもとしては、消費税の導入に際しては、私どもとしては、消費税の導入に際しては、消費税以外のコストの動向等をも勘案して、消費税の転嫁に見合う幅以上の料金の改定等を行う場合もあると考えられるが、このような場合においては、無用の誤解を受けることのないようその趣旨を説明するなど、住民等の十分な理解を得られるように努める必要がある、このように考えております。適正な料金を見直しというものとまたま消費税負担の問題が重なったときにつきましても、それを分けて、十分住民の理解を得るよう

○諫山博君 私の問題にした便乗値上げは、端数の処理などではないんです。消費税導入にまさに乗っかって公共料金を不当に引き上げる場合のことを言っているんです。

政府広報の「NEW TAX 新税制のあらまし」というパンフレットの中に「適大な料金の引き上げが行われることのないよう、厳正に取扱い方針である」ということが書かれていますけれども、自治省もやはりこの立場で地方自治体を指導すべきだと思えますが、いいでしようか。

○政府委員(津田正君) 自治省のみならず関係各省の連絡会議が設けられておりまして、そのよう便乗値上げをすることのないようにということに関係省庁間の統一の運用方針としておるわけでございます。

○諫山博君 公共料金に対する便乗値上げがいかに不当な結果をもたらすかという一例を紹介したいと思ひます。

例えば現在まで百円だったものに三%の消費税がかかれば、だれが考えても消費税は三%。ところが、現在百円の公共料金が百五十円に上がったとすれば、この百五十円に対して三%の税金がかかる。ただでさえ消費税というのは国民に大きな負担になるわけですから、便乗値上げがされることになり、例えば百円のものも百五十円にすることになります。例えは百円のものも百五十円にすることになり、それだけで消費税額が四円五十銭ということになりますから、便乗値上げというのはやはり厳しく監督しなければならぬということをお願いいたします。

ついでに質問しますけれども、学校の給食費にも消費税をかけますか。

○政府委員(津田正君) 学校の給食の場合におきましても、仕入れ、要するに材料あるいは光熱水費等におきまして消費税負担が転嫁されてまいります。また、学校経費につきましても、授業料は非課税になっておりますが、そのほかの財貨・サービス提供、それに伴います収入につきましても消費税がかかる、このようなことになります。

○諫山博君 結局、給食費にまで消費税がかかるということだと思ひますけれども、先日、NHKの朝のテレビで公共料金に対する消費税の転嫁の問題が議論されておりました。次のような点が指摘されておりました。自治体が民間住宅を借り上げて障害者やお年寄りなどに低額で賃貸している、いわゆる福祉住宅ですね。例えば自治体が五万円で借り上げ障害者などに二万円で賃貸しているというふうな場合があります。この場合は消費税は五万円の三%である千五百円かかることになり、それよりも、実際に障害者などが払っている家賃は二万円です。そうすると、賃借人である障害者などは二万円の家賃に対する消費税を払えばいいのだから、それとも自治体が民間から借り上げている五万円について賃借人が消費税を払わなければなら

ないのか、こういう問題が提起されて、なかなかNHKでも明確な答えは出なかつたと思ひますけれども、これどうなるんですか。

○政府委員(津田正君) 今の事例で申しますと、五万円で借り上げておられるわけですから、これについては非課税ではございませんので、五万円の三%、千五百円が支出として地方団体負担になってまいります。それから、二万円で福祉等の必要で身体障害者に貸しますと、二万円そのままでございまして、その三%、六百円は国税に納めなければならぬ、こういうふうな消費税負担ができるわけではございません。この問題は、要するに借り上げの場合は千五百円ふえてくる。そして二万円にそのまま消費税負担いたしますと、六百円しか入らない。従来は福祉ということで五万円で二万円、三万円のコストダウンを福祉と見とおつたのを、それよりも幅を広げるかどうか、これはまさしく福祉政策の問題になるわけではございません。しかしその前提として、そのように福祉の幅が広がる、こういうふうな事実認識をまず持つていただいて、その上で具体的な福祉対策としてどうあるべきかと、このよう議論を検討していただきたいものと、かように考えます。

○諫山博君 私が知りたいのは、賃借している障害者などは六百円の消費税を負担すればいいのだから、あるいは五万円に対する千五百円の消費税を負担すればいいののか、賃借人の負担は幾らになるのかということですか。

○政府委員(津田正君) その問題は、福祉対策として、借り上げのときの地方団体の財政支出と、その身障者の方々に貸す収入と、その差額について、どの程度を福祉として必要とするかという地方団体の判断で処理すべき問題と、かように考えます。

○諫山博君 これは統一の見解ではなくて、それぞれの自治体が決めることだという趣旨ですか。

○政府委員(津田正君) 最終的には地方団体が判断すべきもの、ただ、その判断の前提といたしま

して、そのように消費税が導入されまると、借り入れと貸すその差額というものがふえる、こういうふうな事実認識を十分いただいた上で、個々の団体において福祉としてどの程度が必要か判断すべきものと、このように考えます。

○諫山博君 要するに、明確な説明になっていないと思ひます。NHKでも明確な説明ができなかったけれども、消費税が実施段階でどんなにさまざまな矛盾、問題点を生み出すかということの一つだろうと思ひます。

そこで次の質問です。

公営住宅の家賃、し尿ごみ処理料、検査手数料などは一般会計のサービスです。自治体は国に消費税を納めなくてもよろしい。ところが実際は、住民から消費税を取り立てるといふ仕組みのようですけれども、その消費税は国には入らない。悪い言葉で言う自治体が猫ばばする仕組みではないかという批判が出ていますけれども、この点はどうか。

○政府委員(津田正君) 一般会計の問題は、御指摘のとおり消費税の課税の問題におきまして、いわゆる新税におきまして売りにかかる税額と仕入れにかかる税額というものを同一と、このようにみなしておられるわけではございません。しかし、課税というものの基本は変わっておらないわけではございません。

それではなぜそういうふうなことをやったかというところではございますが、地方団体の一般会計の場合の売り上げと申しますと、各種使用料、手数料収入、そのほか地方税収入あるいは国庫支出金、そういうふうな収入が事業者におきまして売り上げとみなされます。そういういたしますと、その場合に、消費税の仕組みから申しますと、課税売り上げに対する課税仕入れがどういふふうなものか、あるいは非課税売り上げ、地方税あるいは地方交付税は非課税売り上げになるわけ、それに対応する仕入れ、課税売り上げ、非課税売り上げというふうなことをそれぞれ分けて処理しなければならぬ。しかし、一般会計というものは、要するに予算

総額としてどのように財政運営をしていくべきか、こういうふうな意味をもちまして地方団体の中心的な予算制度でございまして、これを消費税の導入というによりまして、先ほど申しましたように、この経費についてはこの収入が対応するといふようなことを細かく分断することはいわずに、予算総額主義といふような基本にもとるわけではございません。

そういう意味におきまして、課税関係は一般と同様であるが、税の計算の仕組みとして、いわゆる売り上げにかかる税額と仕入れにかかる税額を同額にみなす、このような処理をしたわけではございません。そしてそれが、地方団体が住民から取って国税に納めないからといって地方団体は自分の懐に入れたのかと、こういうふうなことでござい

ますが、そうではなくて、地方団体におきまして仕入れというものにつきましては、消費税の転嫁といふものが前段階の事業者から行われてきておるわけではございまして、そういう意味におきましてコストアップしている。そして、そのようなもの以上に地方税なり地方交付税なり、そういうふうな財源が入つておつて、売り上げとなります。いわゆる料金、手数料、使用料の収入はむしろ少ないわけではございまして、地方団体の負担の方がむしろ多い場合があるかと思ひますが、しかし先ほど申しましたように、予算総額主義といふ基本を守るために、たまたま売り上げにかかる税額と仕入れにかかる税額を同じにした、こういうふうな扱いか、そういうふうな問題ではないわけではござい

ます。

○諫山博君 よくわかりませぬ。市営住宅に対して入居者は消費税を払う。ところが、この消費税は政府の方には行かない。どの説明会で意見を聞いてもこの点は理解できないと言ひます。もつと矛盾に満ちているのは、いわゆる非課税品目に対する自治省の指導です。例えば、公立保育所の使用料、公立学校の授業料、老人ホームの使用料、それから医療費、こういうものは非課税品目だと

す。

○諫山博君 よくわかりませぬ。市営住宅に対して入居者は消費税を払う。ところが、この消費税は政府の方には行かない。どの説明会で意見を聞いてもこの点は理解できないと言ひます。もつと矛盾に満ちているのは、いわゆる非課税品目に対する自治省の指導です。例えば、公立保育所の使用料、公立学校の授業料、老人ホームの使用料、それから医療費、こういうものは非課税品目だと

ということがさんざん宣伝されてきました。消費税が成立するまでは、こういうものについては国民生活に密着するものだから税金はかけませんという宣伝をしてきました。法律的には非課税扱いですけれども、自治省の指導を見ると、コストの動向を踏まえ料金の改定等の必要性を検討するなど適切に対処する必要があるというふうになっていきます。これは一月十三日付の内閣です。法律上非課税のものを料金を引き上げなさいと指導しているわけですね。これは国民をベテンにかけたのではないかと問わざるを得ないと思えます。消費税が成立するまでは非課税だ非課税だと宣伝しておいて、消費税がつくられてしまうと、非課税品目ではありますけれども値上げの指導をしなさいと言いますから、全く国民を愚弄したやり方だと思えますけれども、そういう指導をしているんですか。

○政府委員(津田正君) まず、先ほどの答弁が、いろいろごちゃごちゃ言って御理解いただけなかったようでございますが、端的に申しますと、今回の消費税の仕組みは、例えば二百円で仕入れたものを百円で売ったという場合には、二百円の仕入れでございまして六円の転嫁を受けると、しかし、百円で売る場合には三円しか転嫁できないわけでございますので、むしろその間、売り上げにかかる税額マイナス仕入れにかかる税額でございまして、マイナス三円ということになります。三円の還付を受ける、こういうような仕組みでございます。課税になっておりましても、そういうような売り上げと仕入れとの関係におきましては、むしろ還付を受ける事象もあるわけですが、しかし消費税が課税されているという基本は変わらないわけでございます。地方団体の一般会計の歳出におきましては、先ほど申しましたように、地方税、地方交付税等を入れておるわけでございます。まあいわば料金収入以上に経費をかけてやっておるというふうなことで、たまたま税金を納めないでいいということ、まさしくダンピングと同様な関係がかなり多いもの、そして課

税になっておりますが、具体的な税額は納めないもの、このような仕組みになっていることを御理解いただきたいと思います。

それから、保育所等につきましては非課税になっておりますが、保育所の運営に要する光熱水費あるいは材料費等については税負担が前の事業者から転嫁されてまいります。保育所は自分の方の徴収金について非課税だから、光熱水費を供給する者あるいは資材、物品等を保育所に売る方について消費税負担をまけると言うことはできないわけでございます。前段階の事業者から消費税負担の転嫁を受けてくる、その意味でコストアップになっていくわけですね。

そのようなコストアップというものを十分また全体のコスト計算において織り込んで適正な徴収金等の設定をしなさい、非課税の場合におきましても、仕入れの方での消費税負担というものについてコストアップすることについての十分の認識をして全体の徴収金等の水準を考へるべきだ、このような考えで指導しておるわけでございます。決して不当に消費税負担を押しつけるというものではないわけでございます。

○秋山議員 私には地方に対する国庫補助負担率の取り扱いについて二、三お伺いをいたします。

地方に対する国庫補助金は、補助率が二分の一を超す高率の補助金を対象として昭和六十年に限り一年限りということで緊急的にカットし、さらに昭和六十一年度には昭和六十三年度までの暫定措置としてカットを強化してきたいきさつがあります。つまり国の財政再建のために地方が協力をするといい形をとってきたわけですね。この特例法の期限切れに合わせて各自自治体からは復元を求める声が昨年より出ております。

今回の平成元年度以降における国庫補助負担率の取り扱いは、昭和三十二年までの国庫補助負担率の暫定措置が終了することに伴い、新たに国のたばこ税二五%を地方交付税とするなど、国から地方への恒久財源の移譲による地方一般財源の充実を図ろうとしたことは一

定の評価ができるところであります。しかしながら、今回の措置の中で投資的経費については今後二年間の暫定措置を講ずることになっており、義務教育費の追加費用についても今後二年間の暫定措置を講ずることとなっているわけでありますが、これはどのような経過、根拠によるものなんでしょうか。

○政府委員(津田正君) 補助率問題の期限切れに伴います処理につきまして、私も地方団体側の意向というものを十分考慮いたしまして関係各省と折衝したわけでございます。そして、私どもとしましては、国と地方との安定的な財政関係を図るためなるべくこの補助率、特に、補助金と負担金を分けますと負担金の問題でございますが、負担率の問題につきましては恒久化するというような決着の仕方をお考えいただけます。そういう意味におきまして、経常経費系統につきましてはほとんど決着を見ました。引き上げ、もともと戻したものの、ある程度戻ったもの、引き下げられたものといういろいろあるわけでございますが、私どもとしましては全体的な地方財政への考え方として特定ひもつきの財源である補助金というものと地方交付税等一般財源措置というものをどのように調和させるか、実はこういうような観点も含めまして対処したわけでございます。

ただ、結局のところ御指摘のとおり、投資的経費についてはすべて、それから経常経費のうちで義務教育の追加費用の点ではなお二年間の暫定措置、このような考え方にいたしました。

経常経費系統の中の追加費用の問題につきましては、これは大蔵省側は過去債務なんだからもうしよってくれというふうな言い方、私どもは、追加費用というものはまさしくこれからも地方負担が出てくる問題で、国と地方とのいわゆる義務教育をめぐる負担関係で処理すべきものというようにございまして、なほ二年間、残念ながら暫定措置としたわけでございます。

それから投資的経費につきましては、現在の経済情勢、そしてこのような経済情勢の中で公共事業の事業量をどのように考へるか、これが関係各省間で意見が必ずしも折り合わなかったわけでございます。端的に申せば、補助負担率の問題と事業量の問題というのは別個の問題で、補助率を戻す、そのために国費がふえるというものはその手当てを大蔵省が各省にすればいいわけなんです。ございますが、残念ながらまだ財政再建期間というところもあって、大蔵省側としてはシーリング体制を崩すわけにはいかない、各省からすると国費の追加がなければ事業量を縮減しなければならぬ、そういうことではやはり現在の経済情勢においても耐えられない、こういうような議論がございまして、結果的にもう二年間暫定期間を講じまして、その間に公共事業関係の補助負担率のあり方について基本的な検討を加えていこうということ、この分についてはまだ決着がつけられなかった。それは事業量、それから国のシーリングの予算編成というものに基本的にかかわった問題でございます。

○説明員(杉井孝彦) ただいま御説明がございましたように、私どももいたしましたが、補助金等につきましては今回改めて検討を行いまして、たばこ税を交付税の対象とするなどの財源措置を講じながら、先ほどもお話ししたように補助率等の恒久化に向けて極力努力をし、経常的経費につきましてはおおむね恒久化を行うこととしたわけでございます。やはり公共事業等の投資的経費につきましては、先ほども御説明がございましたように、事業費確保の要請に当面基本的な変化はないと考へることや、あるいは今後種々の観点からさらに引き続き検討を行う必要があるといったようなことから、公共事業や共済費の追加費用につきましては平成元年度までの暫定措置として昭和六十三年度の補助率ということにしたいと考へておるところでございます。

○秋山議員 公共事業にかかわる国庫負担率のあり方等は総合的に検討する必要があると思えます。その検討会をつくるようなことも聞いており

ます。どのような形でいつくらいから取り組むつもりなのか、お答えをいただきたい。

○説明員(杉井孝君) 先生御指摘のように、公共事業等に係ります補助率等の暫定期間終了後の取り扱いにつきましては、今後引き続き検討することとして、関係省庁間の検討会を設置いたしまして総合的に検討を行うと考えてございます。

この検討会の具体的な運営等の方法につきましては、今国会の御議論等も踏まえまして、今後関係省庁等と十分協議してまいりたいと考えておるところでございます。

○秋山肇君 昭和六十一年度で一年限りで暫定措置を行い、その後六十一年度にもまた三年間暫定ということ、地方としてはようやく今年度復元になるのかなと思っていたところで、全部ではないにしても、また一部で暫定措置がとられるということになったわけで、これでは地方としては国に対して不信感だけが出てくると思うんですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(津田正君) 補助率復元の問題は、六十年であるいは六十一年度の国の財政事情、当時の経済情勢、こういうものを背景に行われてきたわけでございます。そして、地方団体の完全復元というような意向というものも私も十分に考えなければならぬ問題でございますが、やはり国の財政あるいは予算編成全体の問題として、なお特例公債に若干でも依存せざるを得ない、こういうような財政状況の中でどう処理するか。私どもとして、またそういうような補助率自体をそれぞれの事業の性格において見直しを行い恒久化する、こういうような観点と同時に、国と地方財政とのいわゆる相対的な関係におきまして、ひもつきの財源か、それとも一般財源によります地方財源の安定的確保という観点か、そういうような問題も含めまして今回の結論を得たわけでございます。

現実問題としまして、新年度の財政計画におきましては、一般財源の伸び率は一三・一％程度、また地方財政計画に占めます一般財源比率という

ものは六七・八％ということで、非常に地方団体の自主性、自律性というものは増した、その反面補助金等については若干譲った点はあるわけですが、地方財政の自主性、自律性の確保、このような基本的なスタンスというものは守り得た、かように考えております。

○説明員(杉井孝君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今回の補助率の見直しに当たりましては、今回改めて最近における財政状況あるいは国、地方の役割分担、費用負担のあり方等を勘案いたしまして、極力補助率等の恒久化を図るという方向で検討をし、経常的経費の大部分につきましては恒久化を図るということとしておるところでございます。また、これに伴いまして、たばこ税を地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じていること、あるいはまた、残念ながら公共事業等につきましては二年間の暫定措置としておるわけでございますが、これにつきましても地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう従来より手厚い財政措置を講ずることとしておりまして、総合的に申し上げますれば、今回の措置は地方公共団体の御理解を得られるものではないかというふうに私どもとしては考えているところでございます。

○秋山肇君 松田政務次官にお伺いをしたいのですが、今の国と地方の私の質問に対してのお考え、それから消費税関連で幾つか用意してあるんですが、もう時間がありませんから一つだけにしますが、これは先日ある新聞の読者投書欄に、神奈川県在住の会社顧問の方から、「自治体努力に干渉する政府」という見出しで、今回の東京都の措置に対する政府の対応に対し厳しい声が寄せられておりました。その中で、「自治体が内部努力や財政事情で三％分を吸収して住民の負担を軽減することは、むしろ善政ではないか」と述べておられました。もちろん逆にことしの夏の選挙対策の一環ではないかという批判の声があることも承知しておりますが、このような声が実際上がっていることに対して、次官としては、民間の人たちは企業努力

力をする、こういう自治体が内部努力をしていくということ、国と地方、それから地方自治体と一般庶民といえますが国民の消費税に対する考え方をあわせてよろしいんですが、次官のお考えを時間の許す限りお伺いしたいと思います。

○政府委員(松田九郎君) 先ほど財政局長の方から政府の答弁を申し上げておるわけでありまして、これは先生の御指摘の懸念の問題については、これは次元の問題でありまして、私も自治省としては、ぜひひとつ今後強力な指導をしながら、そういう新しい制度にぜひなれてきてもらいたい、守ってもらいたい、そういうことでありまして、内部的な努力をすることで、いわゆる消費税の問題をどうだこうだということについては、これはまた別次元の問題としてぜひお願いしたいし、やっていただかなきゃいかぬ、そういう判断を持っておることをひとつお許し願いたいのであります。

それから、前段の質問である補助率のカット問題、先生の御指摘のとおりで、私自身としては全く不満足であります。しかし、自治省がこのことについて対大蔵省との間に従来にならぬ画期的ないわゆる行政交渉をしてみたいまして、ようやく自治省としては不満足ながらもこの程度のこと今日幾らか復元に近づいてきたこと、そういう意味に御理解をいただければまことに幸いだと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長(向山一人君) 暫時休憩いたします。
午後三時七分休憩

午後五時五十三分開会
○委員長(向山一人君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○山口哲夫君 質問時間が三十分しかありませんので、大臣なるべく短く、端的にお答え願います。

まず、ふるさと創生についてお尋ねをいたしましすけれども、ふるさと懇談会というのが今度できるそうですね。何か大変人選に困っていらつしやるようですね。考えてみますと、一律一億円という政策ができた後でこういう懇談会を開くというのはどうも解せないですね。これは本来であれば先にそういうものをつくって、その中からふるさと創生についての政策が出てくるならわかるんですけども、どうも本末転倒でないかなと思っております。そういう懇談会ができて、ふるさと創生についていろんな論議をしていく中で地方自治体に何か口出しでもしてくるんじゃないだろうか、そういう心配があるんですけれども、そういうことはないでしょうか。

○国務大臣(坂野重信君) お答えいたします。いろいろ議論はあったかと思っておりますけれども、交付税でございますし、事柄は各地方の自由な発想に基づいてひとつメニューづくりをやったのだということでございますから、国の方なりあるいは果から特定の基準をつくったり、あるいは指導方針というものを示さないで自由な立場でひとつやっていただこうということでございますから、これがすぐにはできるわけじゃございませんし、補正予算を通していただければ、ここでばつばつ各市町村がスタートを切れるわけでございますから、そのうち懇談会の構想も、総理も言っているようにございますから、おつつけでございと思っております。そういう中で、懇談会は懇談会で自由な立場でひとつ議論をしていただいて、哲学なり何なり大いにやっていただく。それから市町村は市町村で一億が参りますから、その中で起爆剤といえますか、私もそう言っているんですが、自由な発想をひとつつづけていただこうということでございますから、矛盾することはないと思っております。

○山口哲夫君 口出しすることはないということ、安心したんですけども、ただ、自治省が一億円の使い道について各市町村から報告を求めるといふようなことが言われているわけですね。今大臣がおっしゃったように、交付税というのは

あくまでも地方自治体の自主財源ですから、交付税の使い道について何にどういうふうに使ったなるといふ報告を求めた例は今までないんでして、もしそういうことをするといふことは、これは交付税の精神を曲げるものになると思ふんで、そういう点で一々市町村に報告を求めようということではないでしょうか。

○政府委員(小林実君) 今度の構想につきましては、市町村が自由に発想していただきまして地域づくりについて考えていただくということでございます。ただし、この点につきましては国民各位からも非常に関心を持っていただいておりますので、私どももいたしましてはこの制度の趣旨を踏まえて、市町村が自由に発想するということが基本としておりますが、事業の成果につきましてはある程度の時点になりましたら教えていただきたいと思っております。

その主たるねらいは、他の地方団体の参考にしたいということが一つと、それから国自身もいたしまして、ふるさと創生に関する施策を推進する必要がありますから、そういう意味で情報の提供を求めて、それを今後の国の施策の参考にしたい、こういう趣旨から、これは強制ではございません、任意の情報提供は求めたい、こういうふうな考えでおりますが、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○山口哲夫君 心配なのは、市町村全部に対してどういうふうに使ったか参考までに出してくれと、こういうふうな言いますと、使っていないところは使っていないと報告してくるんですけど、そういうものが何らかの形で印刷物になって出されると、やっているところとやっていないところは必ず差がつくわけです。そうすると自治省は、やっつけていないところに対して何でやらないのかと、こういうふうなものに使いがちなんです、今までの例から見ますと。

ですから、交付税からいけば一々報告の義務はないわけですから、本当にすぐれたようなものがあれば参考に供するという意味で、どこかの県

のどういふところではこういういいことをやっていますと、そんな程度にとどめるべきであって、やっつけていないところまで一々報告を求めようなどけはしてはほしくないんです。その点、約束してもらえますか。

○政府委員(小林実君) これは交付税でございますから、地方団体がどういふ使い方をされるかというのことは私の方には干渉する気はございません。ただ、地域づくりにつきましては、国民の方からはばらまきではないかと、あるいはむだ遣いになるんじゃないかと、こういう非常に御懸念をされる方が多いわけです。そういうことに対して、地方団体そのものが一生懸命考えてやっつけることにつきましては、私どももいたしましては、やりまわしたことの情報はやっぱり出していただいて、でき得ればそれは公表をいたしたい、こう考えております。事業そのものの成果につきましては、基本的に地域住民が評価することであって、私どもがその事業の成果につきましてはあれこれ評価を加える番目に国民そのものがこの事業につきまわしてどう評価していただけるか、そういうことであろうと思っております。

○山口哲夫君 これはあくまでも地方交付税でしよう。地方交付税というのはい道については、これは自主財源ですから一切指示できないはずで、いかにふるさと創生と言ったとしても、一たん交付税の中で出した以上はそういう義務は自治体にはないはずで、それをもしふるさと創生に限って一々中身について報告を求めるといふことになる、交付税の精神そのものを根本的に変えることになると思ふんです。ですから、そういうやり方というのは自治省の本来的な考え方ではない、監督指導権を新しくつくるものになると思ふんです。これはぜひやめてほしいと思ふんです。

○国務大臣(坂野重信君) 交付税の趣旨は山口先生お話しのとおりで、よくわかっておりますが、地方にしてみればこの一億を皆さん大変楽しみにしているんですよ。そこで、どういふぐあいな

のか、各市町村によって進度が違ってくると思ふますし、構想もいろいろまちまちになってくると思ふますけれども、恐らく市町村の期待としては、この一億ぼっきりでございまいということでは楽しみがないわけでございますから、やっぱり将来に夢をつなぐというふうなことで、そういう期待があると思ふんです。

自治省としても、あるいはもう説明があつたかと思ふますが、県単事業も既にことしからまた思ひ切つてつぎ込もうとしておりますし、また、ふるさと財団というふうなことで、民間の資金をひとつ低利で持っていくこととしております。それから各省の連絡会議が内閣官房にできております。それは結局、各省の公共事業とかいろいろな事業を、出てきた一億の成果を見ながら、これは将来に実現性があるというふうなものについてはやっぱり国としてあるいは県として助成をしようという気持ちがあるわけでございますから、そういうところは各市町村で以心伝心で、報告しろとは言いませんけれども、情報の提供ぐらい求めれば恐らく自発的にやってくる期待しておるわけでございますので、その辺の私どもの気持ちをひとつ御賢察いただきたいと思ふます。

○山口哲夫君 楽しみにしている市町村もあるでしょうし、逆に苦しみをしているところもあるんですよ。一億円で村おこし、町おこしができるんだったらもうとくにやっていると、ところが随分ありますよ、そういう声。本が一億で何ができるんだらうか。だから、一億円もらうのはありがたいのだけれども、一体どうやって使ったらいいか困っているわけですね。極めて中途半端だといふような言ひ方もあるわけですね。ですから、必ずしも夢を持って楽しみにしているだけじゃないと思ふ。苦しみながら、それじゃ一億円をどういふふうに使おうかということ、一生懸命悩んで、そしてこしはちよつと無理だ、だからもう一年ちよつと基金に積んでおいて、いろいろなほかのことを参考にしながら翌年度またいいものをやってみようかと思ふところだってあるかもしれない

い。そうやって二年間基金に積んでいたら、そこは何もやっつけていないと書かれたら、何でうちの町長はやらないのだと、ほかの方はやっつけているじゃないかといふと、そんな中で勤務評定されたらたまつたものじゃないわけですね。そういうことからいけばやっぱり、すぐれた例だけを紹介するといふのは結構だけれども、一々どの市町村がやっているかやらないかまでやるといふのはおかしいと思ふんです。だからこれだけはぜひやめてほしいと思ふんです、そういうやり方は。それからもう一つは、私これから質問しようと思ふことを先に何かちよつと触れていたんですが、やっぱり一億だけじゃちよつと無理だといふところがあるでしょうね。やってみたら非常に何かおもしろいことができそう、あと一億あれば何とか格好つくとか、あるいは四、五年間もう少し国の方で何らかの助成をしてくれれば成功するかもしれないといふようなところだつてあると思ふんです。そういうところについてはやはりこれから計画的にこのふるさと創生については、今までもいろいろな事業はあるけれども、そのほかにも何か考えてもいいんじゃないかなと思ふんです。その点についてはどうでしょうか。

○国務大臣(坂野重信君) 先ほど申し上げましたけれども、この一億といふのは、前大臣と総理が話し合つてつくつた大案おもしろいアイデアだと思ふんですが、一億ぼっきりではこれはやっぱり中途半端だと思ふます。一億でもって、できればひとつメニューをつくつていただいて、ソフトを中心にしまつていただいて、そしてそれが将来につながるプロジェクトというものが出来れば、いろいろなそれは中身があると思ふますけれども、これはさつき申し上げたように、自治省は自治省で四つの柱を立てておりますから、あと三つの柱を立てるだけ活用していきたい。そして、各省は各省で、例えばここにはやっぱり道路が足らぬといふことになれば、今度は官房の方で調整をしてもらつて、建設省の方から道路予算をまた回してもらう。高速道路だつて、この間衆議院で話

したらみんなが笑っていましたけれども、やっぱり高速道路をつくらなければその地域の活性化というのにはできないところもあるわけです。現に私の郷里の鳥取県とか島根県などというのは高速道路ができていないと活性化しないわけです。

そういう問題も絡んできますので、私はやっぱり今度の一億というのはそういう意味では起爆剤というかメニューづくりで大変重要な事柄と思っております。そしてできるだけそれを将来につないでいく。同じような一億のメニューづくりを、全く同じようなことを二年も三年もやる必要はないと思っております。今度はそのいいことで皆さんにお願ひして、何だ、また指導方針出すのかとおっしゃるかもしれないけれども、私どもの気持ちとしてはそういうぐあいを持っていていただければ大変ありがたい。そうすると将来に夢が広がってくるんじゃないかと、そういう気持ちでございます。

○山口哲夫君 せっかく将来に継続して何とか発展さしていこうといういい約束をしてくれたんですから、なるべく実現するまで大臣続けてやっていくください。ぜひひとつふるさと創生が、村おこし、町おこしが本当に成功するように期待しておりますので、ぜひお願ひしたいと思っております。

それで、この二千万、来年八千万ですか、これ交付税法十一号の精神に反するような支給の仕方なんです。特別措置として出すわけでしょう。何でこれ特別で出さなきゃならないんですか。もう一言言うまでもないと思うんですけども、基準財政需要額の算定方法というのは測定単位と単位費用でしょう。一律にぼんと出すなんというのはいまだかつて聞いたことないことなんです。これも交付税法の精神に全く反すると思うんですけども、どうですか。

○政府委員（津田正君） 今回の需要額の算入は、六十三年度と平成元年年度の二カ年間に合わせて一億円を措置すると、こういう特別法でございますので、恒久的な交付税法の中には入れないで特別的な扱いとしておるわけでございます。

それから、大きな団体も小さな団体も一律一億円というのはおかしいではないかとということでございまして、交付税はいろんな経費について算定をしておるわけでございます。その算定する費目によりまして交付税の算定の仕方も違うわけでございます。ですから、人口規模の大小によつて勘案しなければならぬ財政需要につきましてはそういうような算定をいたしますし、あるいは老人対策などの経費につきましては老人人口を加味した算定をするということでございます。

それで、今回の一律ということも、端的に申せば、市町村におきましては市町村長一人でございます。この給与等のことも交付税で算定しております。市町村長の給与でございますと、人口二百万の団体で大体百万ぐらいの給料の設定をしております。それから、人口四千人ぐらいで三十数万だと思っております。ですから、人口格差からすれば五百分の一。ところが、給与の格差からいえば三分の一程度と。これはまさしく当該見る財政需要の性格に応じましてそのような配分をしておるわけでございます。今回の場合にはまさしくよく言われます地域アイデンティティーをつくることか、いわゆるその地域、その市町村のプロジェクトをつくるという意味におきまして、大きな団体も小さな団体もそういうことが必要だということ均等に算定するものでございまして、地方交付税の需要の算定としておかしなものではないと、かように考えております。

○山口哲夫君 市町村長が人口によつて二人いる、三人いるなどということにならないのは当たり前のことです。そんなものとこれと一律に比較されること自体がおかしいんです。大体特例なんというの、これはずっと読んでみただけです。そうしたら同和対策だとか過疎対策だとか公害防止、石油コンビナート、地域対策、みんなこれ特例ですよ。特例だけれども、全部単位費用でもって千円につき何百円と書いてあるでしょう。全く一律で、一市町村一億円なんというのは、これは特例の中にも入らないですね。だから特例というものを余り

にも飛躍させて使過ぎると思っております。特例の精神からいってもこれは反するんです。これは国の政策でしよう、竹下総理が考えられた政策でございます。地方自治体の財源ですよ、竹下総理の金でないんですよ、ポケットマネーじゃない。本来、交付税というのは基準財政需要額で、こういう難しい法律に基づいて全部算定して地方自治団体に与えている自主財源でしよう。この自主財源というのは自治体が使えらる金ですよ、自由にそれを自分の政策をやるためにこつちから一億円よこせと、三千億こつちの方に持つてこいというのは、これはちよつと余りにもひど過ぎないですか。人の財布に手を突っ込んで持つてくるような、そういうことですよ、これは。

だから、せっかくやるのであれば、立派な政策であるならば、御自分の一般会計の国庫の特別交付金でもって出すのが本筋じゃないですか。交付税の精神まで曲げてこんなものに組んで、地方団体に与えるべき金をその分だけ少なく与えるなんていうやり方は私はおかしいと思う。どうですか。国庫支出金として出さない、これは。

○政府委員（小林実君） 今回の一億円の話でございますが、これがそもそも出てきました背景には六十二年度の交付税の精算分が出てきたということも一つあるわけございまして、いろいろ御異論がございましてと思ひますけれども、大きな都市も小さな村も今回は同じスタートラインに立つて、ひとつその地域づくりについて知恵を出してみたらどうか、その趣旨に合うものとしては交付税がふさわしいんじゃないか。自分の責任と判断のもとにおいて使えるお金ということで交付税にしたわけでございます。その背景には六十二年度の地方交付税の精算分が出てきた、その一部を活用させていただいている、それをお願いしておるということでございますので御理解をいただきたいと思ひます。

○山口哲夫君 時間がないのでこれ以上やりますけれども、どう考えてもこれは理屈に合いませんよ。梶山前自治大臣が私に、これは基準財政需

要額の中に算定したんだ、これはすごいいいアイデアであらうということで大して威張っていますけれども、とんでもない話ですよ。交付税の精神を完全にねじ曲げたものです。しかも地方自治体にとつてみては、本来我々に来る財源を政策的にこつちやつてこつちのように使えといつてよこすなんてとんでもない話だ。そういう性格のもので、だから、今後出すべき金は、これは当然一般会計の中で国庫の支出金として出すべきで、交付税の中に絶対入れるべきじゃない。これだけは強く言っておきます。

それから消費税の問題です。公共料金に消費税をかけるということ、私はこれはどうしても納得できない。なぜならば、公共料金というのは本来物価の安定策の一面を持っているものなんです。だから、例えば上下水道料金にしても、あるいは公営住宅の使用料にしても各種会館の使用料、各種入場料、ごみの収集手数料、どれをとりましたが、これは一般会計の中から税金を充ちたいまして、そして低料金で決めているんです。コストをそのまま一〇〇%組んで使用料なんて決めていない。それはなぜかということやっぱり市民生活の安定とか物価の安定策を一面に持つていからだと思ひます。

そういうことを考えますと、公共料金に消費税をかけるということは税金に税金をかけているよなものになるんですよ。ですから私は、公共料金というのに対しては絶対に消費税というものをかけるべきものではないと、そういうふうに考えているんですけども、大臣どうでしょうか。

○政府委員（津田正君） まず事務方としてこれまでの税制改革論議での論点というものを申し上げたいと思ひますが……

○山口哲夫君 簡単にやってください。○政府委員（津田正君） これはまさしく今までの所得に対して課税するものではなくて、消費の消費力に対して課税する。こういうような体系的な転換と申しますか、新しい税制を設けたと、こういう趣旨でございまして、それが公共料金であら

うとほかのものであらうと、その消費面というよ
うなものに着目しておるわけでございます。

それから、売上税等のときには非課税品目とい
うのをつくりました。ところが、非課税品目を導
入することになりますと、これが消費税という性
格からいいますと、仕入れ段階にはかかってお
るんだけれども、それが非課税になることによっ
て控除できないとか、そういうようないわゆる取
り戻し効果等が言われたわけでございますが、そ
れ自体が問題であるという反省のもとに、
非課税品目を減らして、原則すべてのサービス、
財貨に課税する、このような税の仕組み上そのよ
うな扱いになるわけでございます。

○山口哲夫君 納得できませんけれども次に移り
ます。

上水道の料金ですけれども、これ今格差が十五
倍あるんですよ。一番安いところは私の調査です
と十トン当たり、これは赤穂市と沼島市ですけれ
ども三百円、最高は、地名は省略します、愛媛県内
のあるところですけれども四千三百七十円、約十
五倍なんです。これ消費税かけますとますますこ
の格差が拡大するんです。この格差が拡大する
ということは、これはちょっと問題があるんですね。
昭和五十九年の生活環境審議会の答申を見ます
とこう書いてあります。

水道の家庭用料金については他の公共料金並
みにおおむね全国平均の一・五倍以内であるこ
とが望ましいと考えられるが、当面、二倍程度
以内に納めることに配慮しつつ、高料金水道に
対する効率的な補助を行うこと。この場合、特
に、小規模水道事業間において料金格差が大き
いことにかんがみ、この規模の水道事業に対し
て重点的な補助を行うよう配慮すること。

厚生省いらしていませんか。――厚生省のこの生活
環境審議会の答申を受けますと水道料金は二倍以
内に抑えなさいと書いてあるんですね。そういう
ことからいいますと、今度のこの消費税を水道料
金にかけることによって十五倍の格差をさらに拡
大するということは、審議会の答申の精神に全く

反すると思う。これはそういうことのないように
補助でもするんですか。簡単に答えてください。

○説明員(坂本弘道君) お答えいたします。
水道事業体間におきまして水道料金の格差が生
じておりますという事は承知いたしております
が、その消費税の転嫁と水道料金の格差、これは
おの他の別の問題であるというふうに認識いたし
ております。

なお、今先生の方からお話しございました生活
環境審議会の答申等云々につきましては、この水
道料金の格差は正ににつきましては、今後とも、小
規模水道事業体の統廃合それから水道の広域化の
推進等によりましてその是正を図ってまいりた
い、かように考えております。

○山口哲夫君 これは別な問題ではないんですよ。
今でさえ十五倍もあるんだから、消費税をそれ
にかけたらまた少しは広がるでしょう。格差を広
げるといふことは答申の趣旨に反するんです。
ですから大臣、これぜひ一度十分検討してみてく
れませんか。答申によると、二倍以内に抑えな
さい、そのために補助をするべきだ、特に小規模の
水道事業については特別そういうことを考えろ、
こう言っているわけです。これは厚生省の關係の
答申で出てますんで、これからぜひひとつ厚生大
臣と折衝して、この自治体の水道料金の格差を縮
めるように御努力をいただきたいと思つてます。

それで、大臣、先ほど大臣いらつしやらないと
きに松田九郎政務次官にいろいろとお尋ねをし
ました。お聞きになつていらっしゃるんですけれど、
消費税は基本的に私反対ですけれども、地方自治
体がこの消費税を例えば水道料金、さっき水道料
金を例にとつて言つたんですけれども、下水
道も港湾も病院も公営住宅もみんな同じですけれ
ども、四月一日から実施せよと言われても事務的
にできないという結果が出たんです。私全部調べ
てみました。そうしますと、コンピューターに入
れるだけで、そのプログラムをつくるだけで一カ
月かかる。でき上がったから入力をしてそれを全
部テストするまでに一カ月かかる。だから事務的

に一生懸命やっても二カ月かかるというのが例な
んです。そうしますと、四月一日から始まっても
四月、五月と二カ月かれば、一番急いでも六月
一日から転嫁、こういつたものに消費税かけられ
るだろうか、こういう話なんです。六月一日とい
うことになりまして、四月分はこれは経過措置で
非課税にしてくれるんだそうですけれども、五月
分、あるいは七月一日からやるところは六月分も
含めて二カ月分というのは自治体はこれは負担し
なきゃならないんです。消費税を、そうすると、国
の政策にのつとつて自治体が一生涯最大限努力
をして徹夜してやっても事務的にできないもの
に、自治体に今度その分まで負担せよというの
これは理不尽でないですか。松田政務次官は、
確かにそう言われてみるといろいろ問題があるよ
うだと、これはぜひ検討してみたいと、こう言っ
ているんです。

これはさつき水道だけ言いましたけれども、下
水道、港湾、病院、公営住宅、みんなありますので、
この点は絶対に自治体に対して、そういう理由
で徴収できないものまで自治体がかかわって課税
するようなことのないようにしていただきたいと
思つてすけれども、どうでしょうか。

○政府委員(津田正君) 水道料金の問題でござい
ますが、これは消費税の問題以前の基本的な問題
として格差があるわけでございます。市町村ごと
に水源の状況、立地条件、建設時期等の相違によ
りまして原価が異なる、そのために料金が異なる
というようなことは事実でございます。一方、上
水道は日常生活に不可欠なものでございまして、
従来から料金格差の是正のために高料金対策
等を講じておるわけでございますが、今後におき
ましてさらに努めてまいりたいと思つてます。

○國務大臣(坂野重信君) 今事務局から答弁い
たしましたけれども、確かに私も、先生おっしゃ
るような詳しいコンピューターの関係とかはよく
わかりませんが、消費税は四月一日からやるとい
うことはもうこれは法律の段階から決まってお
たわけでございますが、実態的にはなかなか公共

団体も苦勞しているし、私どもの自治省、また関
係各省もそれぞれ苦勞をしながら何と四月一日
からひとつ円滑にできるように、政府も御承知の
とおり円滑に推進本部なんというのをつくって
それぞれの各省で努力しているんですよ。
それを踏まえてまた厚生省その他とよく、そ
ういう場でそういう話も出るかと思つてますので、よ
く話し合つてみたいと思つてますけれども、しかし
法律で決まっていますから、これをのべつ
幕なしに難しいところは全部延ばすというよう
なことになってまいりますと、これは法律という
のは既に決まっていますわけでございまして、大
きくこれを変えようという事は極めて困難だ
と思つております。しかし、実情は確かによく理
解できますので、その辺を踏まえて今後、私ども
としては指導するしかないわけです。指導の仕方は
いろいろあると思つてすけれども、その辺よく実
情をまた調べてみたいと思つております。

弾力的運用を図るといふのが今度の消費税の扱
いになってはいますね、六カ月間は弾力的運
用を図る、その中にちやうど該当すると思つて
すよ。さつきいろいろやりましたよ。これは幾ら
頑張つても事務的に間に合わないんですよ。間に
合わないことをさせておいて、そのしりぬぐい
だけは地方自治体によれど、例えば水道料金に例
をとりますと、三十億入つてくるころでは一千万
円くらいの負担を自治体にさせられることになる
んですよ、細かく計算していきますと、しりぬぐ
いだけ自治体にせいというのには余りにもひどい
んで、さつき詳しく説明しましたので、ぜひ一度事
務方からお聞きになって、各省大臣と折衝して弾
力的運用の中に入れて、そして二カ月くらいはせ
ひひとつ非課税にできるようにこれはお願いした
いと思つてます。要望しておきます。

最後にちやうどお聞きしますけれども、何か四
月一日から使用料、手数料を徴収するといふの
に対して消費税をかけるといふんですけれども、六
県は見送りになってますね。あと十五県くらい

第二部 地方行政委員会会議録第一号 平成元年三月六日【参議院】

が、一部は嫁できるけれども一部は見送りにしなきやならないんじゃないかということが言われているんですけども、その実態がわかれば、ちよつとここで発表していただかせんじょうか。

○国務大臣(坂野重信君) ちよつとその前に。

先ほどの問題ですけれども、おっしゃることはよく理解できるわけですから、民間でも苦勞しながらやっておりますし、四月一日に向けて、きょうも大分子算委員会が議論がなされました。しかし、地方公共団体も国も法律上からいいますとまず先をむしろそういう環境づくりをせにやいかぬという責任があるわけですから、地方公共団体の力が弾力的な運用で、間に合わぬからこれは勘弁してくれというのはなかなか難しい問題でございまして、おっしゃることは理解できないわけではございませんけれども、そうかといつて弾力的事項の中にこれを入れるというのはこれまたなかなか難しいと思います。しかし、よくまた厚生省とも相談をしてみますけれども。

○山口哲夫君 相談してください、絶対できないですから、これは。

○政府委員(津田正君) 現段階におきますと地方団体の消費税転嫁の問題についての状況でございす。

御報告申し上げますと、使用料等の改定は条例等によるものでございまして、条例については各団体の議会における審議を経て決定される。そして議事をもう既に終わつたところ、これからやるところ、また現在始まつたところ、いろいろあるわけでございますし、当初の提案ではなくて追加提案をする、こういうようなことを考えている団体もあるようでございまして、正直申しまして、執行部と議会のいろいろな面での調整ということがあるわけでございますので、今後におきましてもこれから申し上げます数字というものは変わつてくる場合があるということをご留意に御紹介申し上げたいと思ひますが、二月末時点で都道府県の普通会計におきます概況を申し上げますと、四十

七都道府県中四十一団体が四月一日から使用料等の改定等により消費税分の転嫁を行うこととしております。ただし、うち十五団体は、大体が公営住宅関係でございますが、これら大部分はやりませしが一部の使用料等について当面四月一日からの実施を見送るといのが十五団体ということでございす。

ほかの六団体は四月一日からの使用料等の改定を見送る、このような状況を把握しておるわけでございます。六団体のうちには、知事選をやつております宮城県、千葉県、それからそのほかの団体としては東京都、愛知県、京都府、兵庫県、この六団体が見送つておる状況でございます。

○山口哲夫君 十五団体は。

○政府委員(津田正君) 四月一日から実施を一部見送る団体は、北海道、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、新潟県、福井県、岐阜県、三重県、大阪府、奈良県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県の十五団体でございますが、前段申し上げましたように、これは議会との接触というものを執行部やつておるわけでございますし、正直申して執行部やつておる問題があるかと思ひます。これが確定的ということでは御理解いただきますと間違つておるわけでございます、その点はくれぐれも御理解の上御判断いただきますと思ひます。

○片上公人君 消費税につきましてはこの四月から実施されることになっておるわけですが、地方自治体の消費税転嫁が大変な問題になっておりますが、新聞の報じるところでは、東京都を初め十数府県におきまして公営住宅家賃など値上げを先送りする予定というところでありませうけれども、自治省としてはどのように把握されておるのか。また普通会計、公営企業会計への影響等についてどのような考えで指導されておるか聞きたいと思ひます。

○政府委員(津田正君) 使用料等は条例事項でございまして議会のかけるといふ処理が必要でございす。議会の状況、各団体におきまして違つたわけでございますが、また今後の議会との調整と

いうことがあるわけでございますが、今後も状況変化があるかと思つてございす。二月末で私どもが把握しておりますのは、四十七都道府県中四十一団体が四月一日から使用料等の改定を行う。うち十五団体は一部見送りということでございます。ほかの六団体は四月一日からの使用料等の改定を見送つております。都道府県の普通会計の状況でございます。

○片上公人君 東京都は、今回上下水道料金は転嫁と同時に現行料金を三・五から四割引き下げる実質値下げ、また都営住宅家賃、各種施設使用料も転嫁しないと、こういう方針であるということことが報じられましたけれども、これに対して自治省は、転嫁すべきものをやらないのは遺憾であると。さらには、一過性の合理化策では納得できない、恒常的な定員削減等を示してもらわなければ困るなどと述べていらつたやうなことでございす。地方公共団体が打ち出した方針にそつとまで介入するというのは地方自治を尊重する立場にある自治省としては余計なことではないかと、このようにも思ひますけれども、大臣の御見解を伺いた

と思ひます。

○国務大臣(坂野重信君) 地方公共団体は、確かに自治の精神からいいますと余り私どももそういつた指導をいたしませんか、できるだけ干渉しないということでももちろんよくございすと思ひます。事務柄の性格上、やはり各地方公共団体は今度の新税制を円滑に推進すべき責任があるわけでございます。そういう立場で、その責任のあるところからやむやなことで、恒久的な財源も見つけたい見かけだけで何か企業努力したようなことやおやりになつて、これは民間にも波及してまいりますし、東京都がやればほかの地方公共団体にも波及するというやうなことで、大変その点私どもも心配しておりますが、その影響が現実にはつづつ出始めておるわけでございますので、やはり法律の本来の趣旨に沿つて、何とかひとつ法律のルールに従つて、東京都も、難しい面はわか

らぬでもありませんけれども、ぜひ協力していただきたいということでも今後とも指導を続けてまいりたいと思つておるやうな次第でございす。

○片上公人君 消費税の四月実施がいよいよということでも全国的に大変な混乱が起きておることは間違いないと思つておるやうなことです。消費税率導入というだけで内閣の支持率があつた下がつたわけですから、これが相当混乱しておるのにまた強引に四月から実施すると、さらに支持率は大変なことになるんじゃないかと私は思ふんですが、これは政府のためにも国民のためにも、これだけ混乱している消費税率についてはもう一年ぐらい凍結するのが一番いい方法じゃないかと。特に、坂野大臣が政府の中にあつてもそういうことを積極的に働きかけて、そうすべしだといふやうな形で実現すればいいと思つておるやうな大臣はないと、こういうふう

に思つておるやうな大臣はないと、こういうふう

に思つておるやうな大臣はないと、こういうふう

に思つておるやうな大臣はないと、こういうふう

に思つておるやうな大臣はないと、こういうふう

ん抵抗を感じるわけですけれども、消費税と減税というものを組み合わせて考えていけば、確かに逆進性の問題等も議論されており、御理解をいただく必要がやまらぬということだと思います。この実施を延期するとか廃止するというようなことは、先般も衆議院の本会議でそういう質問がございまして、総理が答えておりましたが、そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○片上公人君 ふるさと創生の具体策として、全国の市町村に一律一億円の地方交付税を配分する、こういうことでございませうけれども、ふるさと創生と称して中身の莫然とした人取政策に貴重な財源を使うのではなくして、地方財政の中長期的な健全化のために地方団体の自主性に沿って使われるべきだと思っておりますが、大臣の御見解を伺いたい。

また、あわせて大臣のふるさと創生の理念を賜りたいと思っております。

○国務大臣(坂野重信君) 先ほど山口委員ともやりとりしたわけですが、今度の一億の問題は人取取りとか何かじゃなくて、今いささかも審議官から言っておりましたが、ちょうど地方交付税も三千億ぐらい余裕がありそうですというところで、この際新しい発想の上で地方交付税らしい仕事を各市町村でやっていたら、大きな町村も小さな市町村もメニューづくりということになれば差異はないわけではございますから、いろいろ議論はありませうけれども、そういう中で自由な発想をつくっていただいて、それを国なり県なりがそれに基づいて助成すべきものは助成していただく、民間の活力を活用できるものはやっつけていただく、民間の活力を活用できるものはやっつけていただくというふうなことで、いろいろ議論はありませうけれども、そういう立場からいいますと、私は、今の考え方というものはこれをぜひひとつ皆さんの御協力を得ながら推進していきたいと思

ておるような次第です。

○片上公人君 昨年の五月に地方制度調査会は十六項目の許認可事項の地方移譲、国の関与廃止を緊急提言しておりますが、各省庁の反対で実現の方向さえないようございませう。地方制度調査会の答申の実現を図り、財源と権限の大幅移譲をすべきだと思っておりますが、大臣の御見解を伺いたいと思っております。

なお、総理が行革審に諮問していると聞いておりますが、何よりも大切なことはこの問題を進めるべき立場にある坂野自治大臣の御決意ではないか、このように思いますが、大臣の決意を伺い質問を終わります。

○国務大臣(坂野重信君) 大変重要な御指摘でございまして、おっしゃるように地方制度調査会で昨年の五月でございませうが、答申が出ております。国と地方との事務分担というものを検討し、その中でできるだけ地方分権といふものか、地方にウェイトをかけるべきだと。これは昨年御案内のとおりに四全総というあれもございましたし、今度もまたふるさと創生という立場からいいますと、東京の一極集中というものを排除するには、交通網とか何かを設置して改善してみても、これはそのままでもいいかと、かえって東京にいろいろな企業、事務所、行政府といふものが集まり、なかなか多極分散ということは難しいんじゃないかと思っております。ふるさと創生の立場からいいますと、やっぱり地方に自由に発想をやっていただいて、そしてそれに基づいてできるだけ地方に重点を置きながらやっていく。

そういうことからいいますと、私はこれは総論賛成各論反対で、なかなか一朝一夕でできないと思っております。せっかく地方制度調査会の答申を受けて、それで今度は総理が十二月にまた行革審に諮ったわけではございませう。行革審はもうほぼつぼつ真剣に勉強を始めているようございませうから、私も基本的にこの方向でいきたいと思います。となかなかこの地方の時代というものが実現しないと同時に、この多極分散というものが、四全

総を実現させるためにも、ふるさと創生をまた実行させるためにも、方向的にはそういう方向でぜひ持っていきたいものだということで、自治省としても、役所は役所の立場でひとつこれらの問題についてこれから勉強してまいりたいと思っております。次第です。

○藤山博君 午前中に公共料金に対する消費税転嫁の問題を質問しました。これに関連しまして、東京都の公共料金据え置きについて自民党の渡辺政調会長が都知事に申し入れをしたそうなんですけれども、どういふ申し入れを行ったんでしょうか。

○国務大臣(坂野重信君) これは私も渡辺政調会長にその後会っておりますし、また行ってどんな話をあなたにされたか言ってみても始めからぬわけてございませうから、どういふことをお話しになつて、どういふいきさつがあったのかよく存じませんが、まあ、政調会長のことでございませうから考え方があって、恐らくは転嫁をすっかりやれと、企業努力でもできるものがあったらひとつ頑張れというふうなこととおっしゃったんでないかと思っております。会ってそういうことを私も聞いたのでございませう、中身はわかりませぬ。

○委員長(向山一人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上野雄文君が委員を辞任され、その補欠として渡辺四郎君が選任されました。

○藤山博君 どうして大臣に質問したかといふものと、二月二十三日の閣議での大臣の発言の中に、東京都から事情聴取を行ったと書いてあるものから、当然御存じだと思つたんです。しかし、新聞の報道では、渡辺さんは転嫁をしつかりやれと言いつたわけではなくて、公共料金の値上げはしばらく見合はせておけという申し入れを行ったようなんですけれども、違いがございませうか。

○政府委員(津田正君) 私ども官庁サイドでは、全然渡辺政調会長等と事前の連絡あるいは事後の問題としましては承知しておらないわけではございませぬ。

ただ、渡辺政調会長の議論は、要するに消費税というものは転嫁すべきもの、これは当然だと、それからまた、企業努力というものも考えてもいいんじゃないか、こういうふうな発言をされたら、そういうふうな東京都の職員からは聞いております。

○藤山博君 都議会選挙も近いわけだからしばらく値上げは見合はせなさいと言いつたんです。自治省は東京都に事情聴取して行くわけですから、渡辺さんがどういふことを申し入れたのか知らぬでは済まないと思つた。そして新聞が報道しているように、渡辺さんがしばらく値上げを見合はせておけという発言をしたとすれば、消費税がいかに矛盾に満ちた非現実的なものであるかということも渡辺さん自身が証明してくれたと私は思ふ。渡辺さんは消費税推進の旗頭の一人だったわけでしょう。そういう経過であることは自治省はつかんでいないんですか。

○政府委員(津田正君) 残念ながら政治的な面にもわたるわけではございませぬ、そのような報告は私どもも受けておりませぬ。

○藤山博君 大臣の閣議での発言の中に、都から事情聴取を行ったという前置きで始まっているから、どうも余りにも怠慢過ぎるというのか、あるいは自治省に都合の悪いことは耳に入らないのか、どつちかではなからうかと思つていませぬ。

そこで、税制改革基本法の中には「消費税の円滑かつ適正な転嫁」という言葉と同時に、福祉の充実に配慮する」という表現が出てきます。この立場からそれぞれの自治体がいっている住民の負担にならないようにという工夫をされているわけではございませぬか、過度な介入はよろしく、それでは公共料金というものは条例主義だ、これは本来自治体が決めることだ、過度な介入はよろしくはないというのが大臣の立場でなければならぬと思ふますけれども、いかがですか。

○国務大臣(坂野重信君) 先ほどお答えいたしましたように、私も干渉しているというわけでは

ございませぬ。自治省として地方公共団体を担当する主管官庁でございましてから指導はできるだけございまして、先ほども申し上げましたように、この消費税については、公共団体は事業者であると同時にまた一面税制を円滑に執行しなげりやならない責任というものを持っているわけございまして、そういう考え方で私もぜひとつ東京府に対して指導、協力をお願いしているわけございまして。

そういうことでございまして、別に自治権の侵害とかそういうことは考えておりません。

○諫山博君 きょうの日経新聞にこの問題が出てきますね、読まれたか。あなたの名前が出てきます。「決定権は地方議会にある。坂野自治相も自民党の四役などに「政府の指導には限界があるから、党の方から地方議会を指導してほしい」と申し入れてる」、これは正確でしょうか。

○國務大臣(坂野重信君) 後段の方は、それは私が記者会見何かのときに雑談で話したことだと思ひますが、実はこの間、政府与党の公共料金の打合せがございまして、そのときに私も正式に、政府の方針はもう統一方針ができておるから、党の方は党の方でひとつこれが行うようにならざるを得ない、と、これは渡辺政調会長もおられました、党から別に反論はございませんでしたから、党と政府とが一致協力してやろうというコンセンサスができたものと思っております。後段の方は私が雑談で言ったものがそういうことで出たと思っております。

○諫山博君 この観点は非常に大事だと私は思っております。決定権は地方議会にある。これは争ひありません。そして政府は指導している、しかし指導には限界がある。結局これは地方議会で決めることだということを書いてあるわけですね。

同日日経新聞には、「四月一日からの公共料金の転嫁を見送ったり、延期したりする自治体は都道府県では三分の一弱」、市町村でははるかに比率が高いという表現になっています。さっきの説明と大体合ふと思つておられますよ。これほどたくさ

んの自治体が消費税の転嫁を見送ったり延期したりするというのは大変な事態です。これはこの消費税の問題がある、自治体の実情に合わないというところだと思つておられます。東京都の場合には都議会選挙があるというような問題も言われておられますけれども、三分の一もの自治体で選挙があるわけじゃないんですよ。選挙があるところとないところ、地方自治体が何とか消費税を住民に負担させなくて済むような努力をしている。これは尊重しなげればならないし、これが地方自治の本旨だということだと思ひます。

そこで、最後に要望したいんですけれども、地方自治体でこういう動きが出てくる、これは一種の反乱的な現象かもしれないわけですね。明らかに自治省の指導どおりになっていないわけですね。そういう状況が出てくるというのは、やはり消費税そのものに問題があるからだと、これを閣議で積極的に発言していただきたいと思います。そして、こういう消費税といたしたのは、これはさつきも言われましたけれども、早くやめなさいと大変なことになる、すよというような積極的な提言を消費税の担当大臣の一人である坂野さんからぜひ積極的に発言していただきたいし、そういう機運をつくり出していただきたいと思つておられますけれども、いかがですか。

○國務大臣(坂野重信君) なかなかそれは難しい話でして、きょうもその話が出ました。そして、そういういろいろな問題がある、また難しいという民間の問題についても、それから今の公共団体の問題についても、予算委員会もありません、全大臣が出席し、総理も出ておりますからその辺は皆さんがよく聞いておられるわけですね。きょうは共産党さんから初めて話が出ましたが、社会党さん、公明党さんからそういうような話が出ました。そういう中で、しかし政府としては方針は曲げられない、これは廃止するつもりもなければ延期するつもりもないというようなことで、さつき総理のおっしゃったことを、先ほど片上先生でしたか山口先生ですか、どちらかに申し上げたとおりでございまして、法

律も、何だ、自民党だけでつくつたんじゃないかという議論もあるかもしれないけれども、とにかく議会制度のもとで新しい法律ができたわけですから、その法律には四月一日からやっていますから、そのルールに従つて、法治国家でございまして、私どもはやっぱり法律を守る、政府も与党もそういう方向でいかなければならぬ立場でございまして、から、ひとつ各党派とも何とか御協力いただけて、そしてやってみて悪いところがあればそれは、もう永久にこの法律は改正しないというものは、ございませぬから。

今の問題でも、東京都の問題にいたしまして、四月一日からやってみて、そして例えば公営企業、水道なんかにしても本間に企業努力でもって料金が下げられるというものは、これは本間にやってみてくれればいんじゃないかと、こう言っているわけですね。しかし、もうあと一月もありませんから、四月までに企業努力で急がんと何%も下がると、これもまたおかしな話でございまして、だからそういう安易なやり方では困る、いろいろな問題をあろうかと思ひますけれども、ひとつ各党派の御協力をぜひお願いしたいと思つておられます。

○秋山肇君 消費税に關しては町の声というのいろいろ私どもにも来るわけですが、二月二十二日に澄田日銀総裁が記者会見で、四月から実施される消費税について、これを機会に企業などがコスト見直しを行い、消費税を価格に転嫁せず吸収することは物価安定の見地から望ましいと語つたというのであります。また、消費税分を上回るような価格設定が便乗的に行われると消費税そのものをの信頼を失うばかりでなく、インフレ感の台頭を招きかねないとの懸念を強調されたとのこと。この見解に対して村山大蔵大臣は不快感を表明したと聞いておりますが、自治大臣としては、今まで皆さんのお答えの中にもいろいろお考えが出ていましたけれども、どういふお考えをお持ち

でしようか。

○國務大臣(坂野重信君) 日銀総裁は、別に地方公共団体の問題ということでもなしに、一般論として、やっぱりインフレの問題といひますか物価の問題で言つたことだと思ひます。この間、私も日銀総裁に会つて、ちよつとまたま会つた機会があつたので、ちよつとさういふことですかと申し上げたら、私もちよつと言葉足らずだった、地方公共団体のことを言つておられるわけじゃないということだと思ひます。

確かに、物価の面からいへば消費税が転嫁されれば、経済企画庁は一・二%と言つておられますけれども、一時的に物価を押し上げるという事態は免れないと思ひますけれども、そのかわり、御案内のとおり、所得税初め直接税は大減税をやるというところでございまして、それをあわせて考えていただきたいと思います。

東京の問題については先ほどから申し上げているようなことでございまして、本間に恒常的な財源を捻出して価格の引き下げができるということならば、これはもう例外としてやむを得ないと思ひますけれども、そうじゃなくて安易にただ形式的に企業努力でもってコストダウンしたんだと、それは三%プラスアップするんだと言われまして、これは困るわけございまして、この間、事務局が東京都に聞いたところが説明が半分しかできなかったというやうなことが聞いておりますので、まあひとつそういうことがないようにならば、ぜひ御協力いただきたいと思います。

○秋山肇君 今度は経団連の斎藤会長は二月二十三日の記者会見で、「自由主義経済では価格競争が常に働いており、企業努力で充値が下がり、消費税を上乗せしても元の充値と同じというケースもある」、製品、サービス価格を下げたから、きちんと消費税を上乗せすれば問題は「ない」と述べ、東京都の今度の処置に対して、「東京都は消費税に反対している訳ではないと思つ」と、都の方針

でしようか。

に理解を示していることですが、大臣の答えの中にもこのことは一部入っていたと思うんですが、今、一般の町の商店等の声というのは、やはりその商品に乗せられるのか乗せられないのかということとそれなりの努力を皆さんされているわけで、そういうことからすると大企業が下請にしろ寄せてくれるとかいろいろな問題があると思うんですが、いろいろ大臣もお聞きになつてお聞きですが、ひとつその点を含めて最後にお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○国務大臣(坂野重信君) 先ほど諫山議員にお答えしたとおりでございますが、日銀総裁と同じような趣旨で斎藤経団連会長がおっしゃったんじゃないかと思っておりますので、むしろ心配なのは、便乗値上げということになってきますとこれは大変なことでございます。こちらの方をむしろ皆さん、ここには拳がつかっておりませんが、心配している面もあるようでございますから、これは絶対便乗値上げなんということをやらねえと物価を押し上げてまいりますし、これは絶対やっていたらはいかぬわけでございます。本常に恒常的な財源というものが確実にできるのならば、これは別に水道だけじゃなくて、ほかの交通問題にしても同じことでございますし、電力等についてもできるものは個別的には例外的に認めざるを得ないということでございます。

ただ、安易に本場にコストが下げられるということでもなしに形式的にやらねえと困るということも私どもは強く言っているような次第でございますので、その辺をひとつ御理解いただきたいと思っております。

○委員長(向山一人君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○諫山博君 私、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、ふるさと創生一億円資金などと称して地方交付税を配分することです。これは地方の固有財源である交付税を政策的に使うもので、本法の目的である地方自治の本旨の実現、地方団体の独立性の強化に反するものであります。

ふるさと創生一億円資金の構想そのものが、参議院選挙を控えてリクルート疑惑や消費税導入で低下する一方の竹下内閣の支持率を挽回しようとする政策的な意図を持ったものであります。それだけでなく、八七年の衆議院土地問題特別委員会でも竹下総理自身が四全総そのものの思想を進めていくことが私のふるさと創生論につながると述べているように、四全総の民活、大企業奉仕の国土開発に自治体と住民を協力させようとするものであります。しかも、この一億円資金の財源を一般財源である地方交付税で措置し、自治体自ら考え自ら行う地域づくり事業を行うよう指導し、かつその事業実施について報告を求めるといふやり方は、「交付に当っては、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」とした本法第三条の規定に反し、地方自治の本旨、地方団体の独立性の強化に反するものであります。さらに、人口三百万余の市も百数十人の村も一律一億円という配分方法についても、人口、面積などの測定単位に比例して決められる現行の算定方式に反し、地方交付税制度を政府による恣意的なばらまき制度へと変質させる糸口になりかねません。

反対理由の第二は、地方の固有財源である地方交付税を本来国が負担すべき交付税特別会計借入金金の返済に充てていることであり、

本法案は、一兆千八百三十七億円を交付税特別会計借入金金の返済に充てるとしています。この借入金金は、一九七五年以降に生じた巨額の地方財源不足に対して、本来、本法の規定どおり地方交付税率の引き上げ等により補てんすべきものを地方

債の増発や交付税特別会計借入金によって行ってきたものであり、返済の責任は当然国が負うべきものであります。このため、地方の共有かつ固有の財源である交付税は、国が負担すべき借入金金の返済に充てるのではなく当該年度に地方自治体に配分すべきであります。

以上、本改正案に反対する理由を申し述べて私の討論を終わります。

○委員長(向山一人君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(向山一人君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後七時五分散会

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十九年度から昭和六十三年度まで」を「平成元年度から平成五年度まで」に、「七分の三」を「十分の四」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の附則第二項の規定は、平成元年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和六十三年度以前の年度分の予算に係る国の補助金については、なお従前の例による。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、過疎地域振興のための新立法措置に関する請願(第一号)

一、交通事故防止対策の強化に関する請願(第二号)

第一号 平成元年一月十日受理
過疎地域振興のための新立法措置に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五
二八 米原賢士

紹介議員 沢田 一精君

過疎地域の振興については、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法及び昭和五十五年の過疎地域振興特別措置法に基づく過疎対策事業により、過疎地域における各種公共施設の計画的な整備が図られ、全体としては人口の著しい減少に歯止めがかかるなど、成果を上げてきたところである。しかしながら、現行の過疎地域振興特別措置法の平成二年三月末の期限切れを控え、熊本県の過疎地域の現状を直視するとき、大部分の過疎市町村では今なお人口減少が続いており、若年層の流出と高齢者の増加による地域活力の減退や産業基盤の立ち後れ等、非過疎団体との地域格差は依然として解消されるに至っていない状況にある。こうした中で各過疎市町村は、それぞれの持つ自然的、社会的条件を生かしながら、活力と個性ある地域の創造を目指して懸命に努力しているところであるが、ほとんどの過疎市町村は財政基盤がせい弱であり、種々の課題を解決していくためには、今後とも強力な国の支援施策の展開が望まれる。また、第四次全国総合開発計画が目標としている多極分散型国土の実現を図る上からも、これまでの成果を踏まえ、更に引き続き交通条件や生活環境の整備を推進し、特に若者定住のための就業の場の確保、高齢者対策を重要課題として、活気ある地域社会の構築に取り組んでいく必要がある。ついでには、こうした施策の展開と過疎地域の支援のため、新たな法律に基づく総合的な振興策を樹立された。

第二号 平成元年一月十日受理
交通事故防止対策の強化に関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町二丁目、五二八 米原賢士

紹介議員 守住 有信君
近年の道路交通事故による死者数は、昭和五十七年以降毎年連続して九千人を超え、特に昭和六十七年は十三年ぶりに一万人を突破するという誠に憂慮すべき事態となっている。一方、熊本県においても、関係機関が各種施策の推進に鋭意努力し

ているにもかかわらず、高齢者や若者を中心とした死亡事故が異常多発しており、熊本県議会では、昭和六十三年九月二十七日「交通安全対策に関する決議」を行っているところである。交通事故防止は、ひとしく国民の願いであり、人と車の調和のとれた安全で快適な道路交通環境実現のため一層の努力が必要である。ついては、交通事故防止対策のため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、歩道や信号機を始めとする交通安全施設等の整備を促進すること。
- 二、重大事故に直結する悪質、危険性の高い交通違反の取締りを強化すること。
- 三、官民一体となった交通安全思想の高揚、普及のための運動を展開すること。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し及び同条第一項中「昭和七十六年度」を「平成十三年度」に改め、同項第二号中「五兆九千三百三十九億三千五百万円」を「四兆七千三百三十九億三千五百万円」に改め、同条第四項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に改める。

附則第五条を次のように改める。
(昭和六十三年度分及び平成元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)
第五条 昭和六十三年度分及び平成元年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費

用に乗じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額(次条第一項に規定する市町村のその他の諸費の経常経費の測定単位である人口に係るものについては、昭和六十三年度にあつては二千万円を、別表(第十二条関係)

平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。」とする。
附則第九条中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。
別表を次のように改める。

道府県	経費の種類	測定単位	単 位 費 用	
道 府 県	一 警察費	警察職員数	一人につき 七、四五三、〇〇〇	
	二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき 二〇八、〇〇〇
		(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき 五、七七二、〇〇〇
	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき 八九、六〇〇	
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき 一、〇四二、〇〇〇	
	(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき 二七、一〇〇	
	(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき 一〇、八六〇	
	3 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 一一、九〇〇	
	(1) 経常経費	港湾における外郭施設の延長	人口	一人につき 七三〇
	(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	人口	一人につき 二、〇五八
三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき 三、七一一、〇〇〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき 三、七一一、〇〇〇		
3 高等学校費	教職員数	一人につき 五、七〇六、〇〇〇		
(1) 経常経費	教職員数	一人につき 三九、〇〇〇		
		生徒数	一人につき 三九、〇〇〇	

4 (2) 投資的経費 (1) 特殊教育諸学校費 経常経費	生徒数	一人につき	三七、三〇〇	七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	九〇三、九〇〇			
	教職員数	一人につき	三、六八五、〇〇〇		八 地方税減収補てん償 償還費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の元利償還金	千円につき	九五〇		
	児童及び生徒の数	一人につき	一六四、〇〇〇			九 財源対策償還費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	千円につき	一〇四	
	学級数	一学級につき	七一、〇〇〇				十 地域財政特例対策償 償還費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	千円につき	九八
	学級数	一学級につき	八一五、〇〇〇					十一 臨時財政特例償 還費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	千円につき
人口	一人につき	二、九六〇	三 都市計画費 (1) 経常経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	千円につき	六八				
町村部人口	一人につき	六、九二〇		一 消防費 二 土木費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	一人につき	六、六三〇円			
人口	一人につき	三、六七〇			1 道路橋りょう費 (1) 経常経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	平方メートルにつき	九三、八〇〇		
人口	一人につき	三七四				(2) 投資的経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	キロメートルにつき	六〇七、〇〇〇	
人口	一人につき	五、六〇三					2 港湾費 (1) 経常経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	メートルにつき	二二三、八〇〇
失業者数	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇	(2) 投資的経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	メートルにつき	一〇、八六〇				
人口	一人につき	五、六〇三		3 水産行政費 (1) 経常経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	メートルにつき	一一、九〇〇			
人口	一人につき	六四、九七〇	(2) 投資的経費		昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	メートルにつき	七〇六			
耕地の面積	一ヘクタールにつき	六九、九五〇		4 商工行政費 人口	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
林野の面積	一ヘクタールにつき	二、九五〇	1 徴税費		昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
林野の面積	一ヘクタールにつき	八、九九七		2 恩給費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
水産業者数	一人につき	一五九、〇〇〇	3 その他の諸費		昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
水産業者数	一人につき	七八、三六〇		(1) 経常経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
人口	一人につき	一、四五〇	(2) 投資的経費		昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
世帯数	一世帯につき	八、七一〇		(2) 投資的経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
恩給受給権者数	一人につき	一、一八二、〇〇〇	(2) 投資的経費		昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
人口	一人につき	三、九九二		(2) 投資的経費	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				
人口	一人につき	二、八五二	(2) 投資的経費		昭和三十九年度から昭和三十九年度までの各年度に発行を許可された地方債の額	人口				

		(2) 投資的経費	都市計画区域における人	一人につき	七五〇
		4 公園費	人口	一人につき	三七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一六五
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一四六
		5 下水道費	人口	一人につき	六六
		(1) 経常経費	人口	一人につき	八八〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	四四五
		6 その他の土木費	人口	一人につき	四四五
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四四五
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	四四五
		三 教育費	児童数	一人につき	三〇、四〇〇
		1 小学校費	学級数	一学級につき	五五九、〇〇〇
		(1) 経常経費	学級数	一校につき	五、五三五、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	三九六、〇〇〇
		2 中学校費	生徒数	一人につき	二六、二〇〇
		(1) 経常経費	学級数	一学級につき	七二五、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一校につき	五、六一六、〇〇〇
		3 高等学校費	学級数	一学級につき	三九六、〇〇〇
		(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、九一七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三、八三〇、〇〇〇
		4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二二、八〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	五、〇八〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二一七
		四 厚生労働費	市部人口	一人につき	六、二八〇
		1 生活保護費	人口	一人につき	三、三二〇
		2 社会福祉費	人口	一人につき	三、三二〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、三二〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、三二〇
		五 産業経済費	人口	一人につき	四六九
		1 農業行政費	人口	一人につき	三、七九八
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四、四七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、四八
		2 商工行政費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		3 その他の産業経済費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		六 その他の行政費	人口	一人につき	三、一〇〇
		1 徴税費	人口	一人につき	三、一〇〇
		2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	三、一〇〇
		3 その他の諸費	人口	一人につき	三、一〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、一〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、一〇〇
		七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	九、五一〇
		八 辺地対策事業償還費	面積	一平方キロメートルにつき	九〇八、〇〇〇
		九 地方税減取補てん償還費	面積	一平方キロメートルにつき	二、〇八二
		(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	四二〇、四〇〇
		(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
		五 産業経済費	人口	一人につき	四六九
		1 農業行政費	人口	一人につき	三、七九八
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四、四七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、四八
		2 商工行政費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		3 その他の産業経済費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		六 その他の行政費	人口	一人につき	三、一〇〇
		1 徴税費	人口	一人につき	三、一〇〇
		2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	三、一〇〇
		3 その他の諸費	人口	一人につき	三、一〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、一〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、一〇〇
		七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	九、五一〇
		八 辺地対策事業償還費	面積	一平方キロメートルにつき	九〇八、〇〇〇
		九 地方税減取補てん償還費	面積	一平方キロメートルにつき	二、〇八二
		(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	四二〇、四〇〇
		(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
		五 産業経済費	人口	一人につき	四六九
		1 農業行政費	人口	一人につき	三、七九八
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四、四七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、四八
		2 商工行政費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		3 その他の産業経済費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇〇五、〇〇〇
		六 その他の行政費	人口	一人につき	三、一〇〇
		1 徴税費	人口	一人につき	三、一〇〇
		2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	三、一〇〇
		3 その他の諸費	人口	一人につき	三、一〇〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、一〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、一〇〇
		七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	九、五一〇
		八 辺地対策事業償還費	面積	一平方キロメートルにつき	九〇八、〇〇〇
		九 地方税減取補てん償還費	面積	一平方キロメートルにつき	二、〇八二
		(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	四二〇、四〇〇
		(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇

十 財源対策債償還費	昭和五十三年から昭和五十六年までの各年度の財源対策のための当該各年度の地方債の額を許可された地方債の額	千円につき 九八
十一 地域財政特例対策債償還費	昭和三十七年度から昭和六十一年度までの各年度の地域財政特例対策のための地方債の額を許可された地方債の額	千円につき 一三二
十二 臨時財政特例債償還費	昭和三十七年度から昭和六十一年度までの各年度の臨時財政特例対策のための地方債の額を許可された地方債の額	千円につき 六八

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
 付則第五条第一項表以外の部分中「昭和七十

五年度」を「元成十二年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「五兆九千九百三十九億三千五百万円」を「四兆七千三百三十三億三千五百万円」に、「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	額
平成三年度		二千八百六十九億円
平成四年度		三千五百億円
平成五年度		三千七百八十億円
平成六年度		四千九十七億円
平成七年度		四千四百四十四億円
平成八年度		四千七百八十七億円
平成九年度		五千八百八十八億円
平成十年度		五千六百九億四千万円
平成十一年度		六千七百七十億四千万円
平成十二年度		六千三百九十五億五千五百万円

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」)

という。)の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。
 2 昭和六十三年度及び平成元年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第八条に規定する合併関係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適

用がなかったものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十二年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。

3 昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ

4 前項の規定により、昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の九十四に相当する額に当該加算されることとなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

三月三日日本委員会に左の案件が付託された。(予

備審査のための付託は二月二十一日)
 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

平成元年三月十四日印刷

平成元年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局